

令和4年第2回滝川市議会定例会（第7日目）

令和 4年 6月20日（月）

午前 9時56分 開 議

午後 2時52分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（15名）

1 番	三 上 裕 久 君	2 番	堀 重 雄 君
3 番	木 下 八重子 君	4 番	山 口 清 悦 君
5 番	山 本 正 信 君	7 番	関 藤 龍 也 君
8 番	寄 谷 猛 男 君	9 番	佐々木 和 代 君
10 番	安 樂 良 幸 君	11 番	本 間 保 昭 君
12 番	田 村 勇 君	13 番	柴 田 文 男 君
14 番	荒 木 文 一 君	15 番	水 口 典 一 君
16 番	東 元 勝 己 君		

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	中 島 純 一 君
教 育 長	田 中 嘉 樹 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	杉 原 慶 紀 君	総 務 部 長	和 田 英 昭 君
総 務 部 次 長	堀之内 孝 則 君	市 民 生 活 部 長	浦 川 学 央 君
保 健 福 祉 部 長	横 山 浩 丈 君	産 業 振 興 部 長	鎌 田 清 孝 君
建 設 部 長	尾 崎 敦 君	建 設 部 次 長	加 地 幸 治 君
市 立 病 院 事 務 部 長	柳 圭 史 君	市 立 病 院 事 務 部 次 長	堀 勝 一 君
教 育 部 長	諏 佐 孝 君	教 育 部 指 導 参 事	橋 本 展 晴 君
監 査 事 務 局 長	中 川 祐 介 君	総 務 課 長	小 畑 力 也 君
企 画 課 長	平 川 泰 之 君	財 政 課 長	景 由 隆 寛 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	深 村 栄 司 君	事 務 局 副 主 幹	壽 崎 行 洋 君
書 記	高 橋 誠 君	書 記	山 本 亜 希 子 君

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、15名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において安樂議員、本間議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。なお、質問は一問一答方式で30分以内の持ち時間制となっており、質問席において行っていただくこととなっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

それでは、三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 おはようございます。公明党の三上でございます。それでは、通告順に従い、質問させていただきます。

◎1、市政運営の基本的な考え方

- 1、SDGsの取り組みについて
- 2、学校現場でのSDGsの取り組みについて

まず初めに、本市のSDGsの取組について伺いたいと思います。このSDGsは2015年9月に国連サミットで採択されたものですが、2030年までの持続可能な開発目標を定めたものがあります。17の共通項目を掲げ、169のターゲットが設定されております。そこで、本市のこれまでのSDGsの取組について伺いたいと思います。

○議長 長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 本市におきますSDGsの取組といたしましては、令和2年に策定をしました第2期滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策とSDGsの17の目標を関連させて各種施策を推進しているところです。まちづくりを考える際、まずは本市における課題解決に向けてどのように取り組んでいくのか施策の方向性を考え、その施策の方向性とSDGsを関連づけることで世界共通の目標に合致した施策を推進していく、ひいてはSDGsの目標達成にも資するものというふうを考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 一応そのような答弁なのでしょうけれども、実質はさっぱりやっていないということだと私は受け止めております。2016年に、当時安倍総理が就任されていた頃に本部長として推

進本部というのが設置されているのです。そこでは、各種計画あるいは戦略方針、そういったものを改定する際にはぜひこれを盛り込むということと言われております。今は総合戦略には散りばめられて、そういったものも入れているという答弁でしたが、私はまず市としてやることは、SDGs というものが本市においてどれだけ市民の皆さん、あるいは企業、団体の皆さんに浸透していくかということが大事だと思うのです。そういった意味で、市が声をかけて取り組むための環境づくりをしていく、そういったことが大事だと思うのですが、このことについて伺いたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 三上議員からご指摘のあったとおり、SDGs の取組につきましては行政だけでなく民間企業や市民の皆さんにおいても推進していただくものというふうに考えております。既に市内ではSDGs 宣言をされた企業があり、徐々に取組が広がっているものというふうに認識しております。現時点におきましては、このような民間企業の自主的な取組を尊重するとともに、市におきましてはまちづくりの各種施策がSDGs のどの目標と関連性があるのかについて、必要に応じて市民の皆さんに対し計画書等での見える化をすることなどにより、民間企業や市民の皆さんへの意識づけに努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをよろしく願いいたします。

○議 長 三上議員。

○三上議員 それでは、伺います。12月までに新総合計画を策定する予定になっております。その新総合計画にこのSDGs の理念を取り入れるかどうか、このことについて伺いたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 本年第1回の市議会定例会の代表質問で東元議員のご質問にもお答えをしておりますが、総合計画につきましては現在策定作業を進めております。その中でSDGs の考え方、これは取り入れていくという方向で検討しております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 新総合計画にも取り組む、そして市全体としてそういう環境づくりにも取り組むということで受け止めさせていただきます。

それでは次に、学校現場はどうなっているのかということを伺いたいと思います。今の小学生、中学生というのは、恐らく2030年の頃には社会人になっているお子さんもいらっしゃると思うのです。ですから、今何をするか。今こういうSDGs の取組というものを大切に思うのであれば、今何を教育するか、そういったことが大事だと思うのですが、現状学校現場ではどのような推進をされているのか伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 学校におけるSDGs に関する教育の推進についてお答えいたします。

各学校においては国連が定めたSDGs の内容やSDGs が定められた背景、それから国際社会の取組などについて主に社会科の授業などで取り上げ、子供たちが学習しています。また、SDGs に掲げられている17の目標については、例えば中学校の社会科では公民の学習の中でSDGs 全体に関連する地球規模の課題について学ぶとともに、地理の学習の中では貧困問題や清潔な水、

トイレの問題についても学習します。また、理科の学習の中では気候変動やエネルギーの問題、道徳科では人権や平和、多様性の尊重など、各教科の学習内容とSDGsが掲げる17の目標等を関連づけて現在学習しているところです。さらに、SDGsの目標達成を教育の分野から支えるものとしてESD、持続可能な開発のための教育、これの重要性が国の第3期教育振興基本計画でも取り上げられています。持続可能な社会の作り手を育成するというキーワードは、現行の学習指導要領の前文や総則にも記載されている基本的な理念であり、教育委員会としては学習指導要領の趣旨を十分踏まえた教育を教育活動全体を通じて行うことにより、様々な社会課題や地球規模の問題の解決に主体的に取り組もうとする人を育てることが重要と考えております。

なお、市内の小学校では校内にSDGsコーナーを設置し、市立図書館と連携して関連図書を紹介するコーナーを設けている学校があるほか、総合的な学習の時間で地域の課題について深く掘り下げて学習している学校や児童会、生徒会が中心となってボランティア活動に取り組んでいる学校などがあり、それらの活動もSDGsの理念である持続可能な社会の構築につながっていく取組と考えているところです。

○議長 三上議員。

○三上議員 学校現場ではある程度されているのですね。子供たちが身近なことをすることが17の目標につながっていくのだという、大きなことでないのだと、ふだん生活していることがSDGsの考えにつながっていくのだということをぜひ教えていただきたいと思うのですが、コロナ禍で時間を学校の中で取るというのはなかなか難しいことだと思うのですが、今企業では学校に伺ってSDGsの出前講座をされているところもあります。そういった出前講座をやりくりしながら設けることはできないのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 SDGsの学習を推進するために外部の人材を積極的に活用すべきではないかというご質問かというふうに思いますけれども、教育活動における外部人材の活用につきましては、ご指摘のとおり、コロナ禍によって外から人を入れるというのが難しい現状にありましたけれども、ただ感染対策を講じて、現在においても学校支援地域本部事業などの取組を通して出前授業を実施したりだとか、それからボランティアを派遣するというのを教育委員会でも行ってまいりました。今後SDGsに関する学習により積極的に取り組もうとする学校が出てくる可能性も十分あることから、学校のニーズを踏まえながら、そういった学校がある場合には人材の派遣や企業とのマッチングについて教育委員会も積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長 長 三上議員。

◎2、契約事務

1、公共工事の入札方式等について

○三上議員 それでは、次の質問に移ります。

入札方式について伺いたいと思います。2022年度に入札の優遇制度が導入されております。主に賃上げを行う企業に対してはインセンティブを与えるみたいなことだと思うのですが、本市の

入札方式にはどのような種類があって、そして総合評価の落札方式における地域貢献などのインセンティブが加味されているのかどうか伺いたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 契約事務についてのご質問ですが、本市におきます公共事業の入札につきましては一般競争入札と指名競争入札で行っております。いずれもあらかじめ事前の書面審査を行い、入札参加名簿に登録をいただいた上で、一般競争入札につきましては基本的に希望者全てが入札に参加できる方式、指名競争入札につきましては特定の条件により市が指名した者を入札に参加させる方式です。本市では市内の業者に限定しても競争性が確保される公共工事が多いことから、市内業者または地場業者であることを条件とした地域限定型一般競争入札を多く採用しているところであります。なお、ご質問にあります総合落札方式につきましては現時点では行っておりません。

○議 長 三上議員。

○三上議員 総合落札方式ではその評価点というのは導入されていないということなのですが、数年前、協働のまちづくりという言葉がよく出てきました。最近では聞かなくなりました。これは行政も市民も団体も一緒になってまちづくりをしていきたいと思いますという考えでした。私は、そういったことを考えると入札価格以外の評価すべきものというのがあるのだと思うのですが。地域にその企業が何をしているのか、それも評価しますということが今後大事になってくるのだと思うのですが、この件に関しては市長はどのような見解をお持ちでしょうか。

○議 長 市長。

○市長 協働のまちづくりという点からのご質問でございますけれども、各事業者の皆さんにおかれましては地域貢献を本当にやっていただいております、グラウンド整備ですとか、様々な形で貢献していただいていることがあるわけがございます。大変感謝しているわけがございます。いろいろと先ほどから総合評価のお話がございますけれども、入札制度としての競争性、公平性、透明性の観点を持って先行して施行している自治体の例もいろいろと考えていかなければいけないのかなと思うところではあります。ただ、現在いろいろと地域貢献していただいた皆さん方につきましては経営診断のときの数値のほうにそれが反映されるということになっておりますので、その経営診断がイコール入札制度にも反映されるということでございますので、全く地域貢献を見ていないということではないということもぜひご理解いただきたいなというふうに思います。

○議 長 三上議員。

○三上議員 ぜひ頑張る企業、団体に対してはインセンティブを与えていただきたいなと思うのですが、次の質問に移りたいと思います。

◎3、税務行政

1、市税全般の徴収の現状について

次の質問は、税の滞納者への督促、催促、そして最終的な差押えに至るまでの滞納処分の流れ、そして具体的にどのような方法を取っているのか伺いたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 税の滞納者への督促、最終的な差押えまでの滞納処分の流れについてお答えいたします。

地方税法では、納税者が納期限までに市税を納めない場合には納期限後20日以内に督促状を送送しなければならないとされています。また、その督促状を送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差押えしなければならないと定められています。滝川市では、滞納が解消されていないときはこの法律の規定に基づきまして財産調査を行い、預貯金、給与、動産、不動産など納税の資力が発見された場合は差押えを執行しております。市税の滞納は、納税義務を果たされている多数の市民の方々に対して不公平感を招くこととなりますので、今後も滞納の解消に努めてまいりたいと考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 税を納めるのは市民、国民の義務であります。私が気になっているのは催告の通達の段階で滞納されている方の返答がなかった場合なのですが、これは様々な状況があると思うのです。コロナ禍で本当に払うことができないのか。あるいは、うっかり忘れてしまったのか。あるいは、通達された書面がどこかに紛れ込んで、忘れているのか。そういったことがあり得ると思いますので、この段階で訪問とか、あるいは電話での確認とか、本市としてはされているのかどうか伺いたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほどご説明しました地方税法の規定に基づいて、法令等に基づいて職員は仕事をしていますのでけれども、この法令だけを見れば、ちょっと冷たいような感じを受けられるのかもしれないのですが、例えば再質問にありました届いた文書を紛失してしまうなどの様々な事情は確かにあると思いますけれども、送達されたということをもってこの仕事はしなければならないので、それぞれの事情を個々に酌み取るということまではしておりません。ただ、税法の規定にはないのですが、滞納者との接触、納税相談の機会というのは設けるように努めておりまして、例えば日常的な来庁や電話などでの相談はもちろんお受けしておりますし、電話による納税の逡巡、納め忘れがないかなどの注意喚起も行っております。また、夜間相談窓口を毎月開設したり、滞納額の内訳の通知を兼ねて催告書を年4回ほど発送しております。こういったことで自分が滞納している、あるいは納め忘れをしているということを自覚するチャンスはいろいろとあるのではないかと考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 私は、差押えに至るまで、いわゆる赤い封筒、これが来る前の段階で何とか納めていただくようなアクションを取れないものかなという、あるいは取ってほしいという市民相談を受けて、質問しております。それで、税を徴収するには普通徴収と特別徴収がございますね、住民税という。特別徴収というのは会社が本人から天引きして、まとめて納める。普通徴収というのは個人が直接市に対して納める。普通徴収というのが何とも厄介なのです。それで、企業でも特別徴収というのは義務づけられているのですが、これを市としては企業の皆さんに、従業員さんを新しく雇用された場合に特別徴収を忘れていませんかということを掛け声としてされているのかどうなの

か伺いたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 市道民税の特別徴収と普通徴収についてですけれども、滝川市は特別徴収になる場合は全て特別徴収するように、ほかの所得が多くて普通徴収になる方はできませんけれども、会社勤めで普通に会社で働いてる方についてはほぼ全員特別徴収をお願いしております、市道民税についてはほぼ特別徴収で納税していただきますけれども、それ以外の例えば固定資産税ですとか国民健康保険税などはそういう制度がありませんので、できれば口座振替してくださいということと呼びかけして、納め忘れをしないように周知しているところでございます。

○議長 長 三上議員。

◎4、環境衛生行政

1、本市のゼロカーボンへの取り組みについて

○三上議員 それでは、次の質問に移ります。

2050年、二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明する自治体が5月31日の段階で道内では63自治体ございます。本市としてはどのような計画を持っているのか伺いたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ゼロカーボンの取組についてのご質問ですが、2050年の二酸化炭素実質排出量ゼロとは、家庭や事業所等の二酸化炭素排出量から森林等によるにより吸収される二酸化炭素量を差し引いて、その合計が実質ゼロになることを目指しているものです。また2050年までに二酸化炭素実質排出ゼロに向けた取組を表明した自治体をゼロカーボンシティとして、今年5月31日現在、全国で702の自治体がゼロカーボンシティを表明しています。道内にあっては、北海道のほか、63の市町村がゼロカーボンシティを表明しているところです。国の目標は2050年で実質ゼロを目指していきまして、目標達成のためには国民や事業者全体の総意で取り組まなければ達成できない非常にハードルの高いものとなっております。

ゼロカーボンに向けた具体的な表明や行動は進めておりませんが、滝川市としましては庁舎に太陽光パネルを設置し、使用電力の一部を賄うことや室内灯のLED化などを行うなど、二酸化炭素排出削減に取り組んでおります。また、滝川市は全国に先駆けて環境都市宣言を行い、環境市民条例を制定し、地道に地球環境を意識した取組を進めてまいりました。脱炭素社会の実現に向けましては、行政の対応だけではなく一人一人が環境問題へ関心を高め、行動を起こすことが重要だと認識していることからです。滝川市では、次世代を担う小中高生を対象とした環境学習の実践や環境学習リーダーの養成の取組、空知自動車学校におけるエコドライブ講習など、日常生活の中に問題意識を持つことで市全体の脱炭素社会への機運を高める取組を継続しております。CO₂削減の革新的技術の開発やその商品化、普及が十分に進んでいるとは言えない現状において脱炭素社会への理解と自発的な行動を促すため、啓発を行うことが何よりも重要だと考えているためです。ゼロカーボンシティに向けて、滝川市として望ましい脱炭素社会の姿やまちづくりの方向性、具現化す

るための施策などが明確になってきた場合には具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 今話にもありましたけれども、平成15年の1月1日に滝川市は環境都市宣言を発出しております。そういった関係で、やはりこの件に関しては敏感に反応する必要があるのではないかなと私は思うのです。それよりも何よりも、2050年といえば、この議場にいられる方はほとんどいらっしゃらないと思います。生きてはいるのかもしれませんが、ですけれども、議員だったり職員ではないと思います。そういったことを考えると、私は次の世代につなぐという意味でも今やれることをやっておかなければいけないと思うのです。この取組をすることによってメリットもございます。将来停電に備えて電力自給を可能にするインフラ整備の支援が受けられる。再生可能エネルギー発電システムの導入費用の補助金がもらえる。そして、何よりも新たな雇用を生む、こういうメリットがございます。ぜひ本市にとっては、いち早く総合計画にも盛り込んで宣言をしていただきたいと思いますと思うのですが、市長、いかがでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 長 ゼロカーボンシティの宣言ということでございますけれども、環境宣言都市を行ってから様々な問題には取り組んできておりますし、環境教育においては非常に全国的にも滝川市は評価をいただいております。私も環境省の外郭団体のところのインタビューを受けて、それが全国紙に載ったということもありますので、評価はされていると思います。ただ、それがゼロカーボンシティを宣言すればそれでいいのかという問題があると私は思っております。北海道のほうでいろいろ宣言をされていますので、そちらに合わせて検討は今後もさせていただきたいと、令和2年度から検討も進めてるところでございます。議員がご提案のとおり、宣言を今後の検討課題とさせていただきたいと思いますが、何もしていないのではなくて、例えば今ほど電力のお話もされましたけれども、私は地域電力会社を、太陽光発電のメガソーラー基地をたくさん滝川に置いていただきましたので、そういうのを活用したそのようなことも可能性として考えていく、そしてまた民間の方々が太陽光発電を理解した上で、各家庭と連携をしていくということも今後の課題かなというふうに思っておりますので、それらを含めて様々な検討の中で宣言も併せて考えていきたいと思ひます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 宣言、言葉に出すことで前へ進むということがございますので、ぜひお願いしたいなと思うのですが、次の質問に移りたいと思ひます。

◎5、子育て施策

1、雨天、降雪時の親子で遊べる屋内遊戯施設について

子供の屋内遊戯施設について、私は過去の議会で提案させていただいておりますが、今回市長からも検討する旨のお話が紙面に掲載されておりました。実現に向けてどのような考えをお持ちなのか伺いたしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 お子様が通年で遊べる施設につきましては、三上議員から平成29年の第4回定例会でご質問いただいておりますが、そのほかに市民からの要望が多くあるということも認識しております。現在の第2期滝川市子供子育て支援事業計画でも冬期間や雨天時にも安心して遊べる屋内遊園施設の設置を検討するという形で計画に記載をしているところでございます。屋内遊戯施設の具体的な検討内容につきましては、現在財政負担の軽減、それから効率的な市全体の施設運営のための公共施設個別施設計画を策定中ということがございまして、残念ながら現在お示しできるものはございませんが、設置について引き続き可能性を探ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 この施設は、ゼロ歳から3歳ぐらいまでのお子さんを抱えるお母さんにとっては屋内で半日以上過ごせる、そういった施設が欲しいという要望で、私は過去に質問させていただいておりますけれども、今後財政的な部分、あるいは今個別施設計画を策定中ということもありますが、新文化センター、これが今後建つのであれば、そこに併設するだとか、あるいは既存施設を居抜きで使って改良していくとか、そういったことも考えられるのですが、いつまでも先延ばしするわけにはいかないと思うので、その辺はどのような考えですか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 三上議員の再質問について答弁したいと思います。

先ほど申し上げましたが、現在公共施設個別施設計画、これの検討を行っております。その中で様々な可能性ということで、子育て施策を受け持っている私の所管の中でどういう形で実現が可能なのかということを経々検討しております。残念ながらここでお示しできるものはないということでございますけれども、いつまでもずるずるということでは考えてございません。そういうことでご理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長 長 三上議員。

◎6、建設行政

- 1、火災により全焼した日新ビルのがれきの撤去について
- 2、新町の地下歩道の閉鎖について

○三上議員 それでは、次の質問に移ります。

日新ビルの瓦礫についてなのですが、これは私的所有とはいえ、市民の皆さんは景観だとか危険性など様々な部分で心配されておるところなのですが、現状どのような状況なのか伺いたしたいと思います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 瓦礫の撤去につきましては、現状建築物所有者に対して建築物に係る土地の適正な管理の観点におきまして、瓦礫の撤去を促す文書通知をはじめ、直接面談による対応を図っております。建築物所有者からは、土地の売買ができた際にはその売却金で撤去したいと意向が示されておりますが、議員ご指摘のとおり地域に与える影響等は少なくないものと認識をしております。

続き早期撤去に向けた対応を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、行政が建築物所有者に代わって瓦礫を法律等に基づき強制的に撤去するということはできないことから、まずは建築物所有者自らがその意思により撤去するということを積極的に促進するとともに、撤去する何らかの方策、方法がないかも含め、引き続き検討したいと思っておりますので、議員におかれましてもお力添えをお願いいたします。

○議 長 三上議員。

○三上議員 私有財産なので、基本的には行政代執行もできないということですが、この瓦礫についてはいち早く所有者が撤去されることを望むわけなのですが、三楽街振興会はどのような動きがあるのですか、今現状。心配されていますよね。

○議 長 建設部長。

○建設部長 瓦礫が現状ございます地域でございますけれども、今ご質問のありました三楽街等からは特に我々のほうには要望等は具体的にはございません。ただ、我々といたしましても、今の現状は景観上等を含めていろいろとこれは影響があるというふうな認識はしております。先ほどもお答えをしたとおり、まずは所有者の方に働きかけをしながら、一日も早く現状を解消していただくということで進めてまいりたいということで考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 それでは、次の質問に移ります。

新町の地下歩道の閉鎖について市民から、急に閉鎖されたのだけれども、そういう話も聞いていないし、市民告知はされたのか、また閉鎖したことに対して今後どのような対応をされるのか伺っておきたいと思っております。

○議 長 建設部長。

○建設部長 新町の地下歩道の施設につきましては、文化センター利用休止に加え、施設設備の老朽化や利用者が極端に少ない状況でございまして、環境衛生を含め、防犯上懸念される点もございましたことから閉鎖としたところでございます。このような道路施設の供用廃止につきましては、道路法に基づく供用廃止の告示により一般の縦覧に供することとされていることから、本年3月に告示を行ったところでございます。今後は、文化センターを含めた周辺地域の動向を踏まえまして、関連施設であります地下歩道の存廃を検討するとともに、当該箇所への横断歩道設置の地域要望等があった際には関係機関に要望をしてみたいと考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 要望があった際には横断歩道の設置も検討していくという話です。ただ、あそこは通学路になっているのかな、明苑中学の生徒さんがあそこを通る可能性がありますよね。このままでいいのかどうか伺いたしたいと思います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 地下歩道の関係でございまして、中学生等も通行しているということは認識しております。ただ、あの地下通路は約半世紀前に構築されたものでございまして、老朽化がやはり激しく、それに伴って治安上も非常に悪化が見込まれるということもございまして、そのような観

点で、歩行者、地下道の利用者の安全を考えた上での廃止でございましたので、通行については横断歩道、4方向はないのですが、3方向ございます。信号もそちらは3方向ございますので、今のところ特段支障はないというふうに認識をしております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 事故が起こらないことを願うばかりなのですが、次の質問に移りたいと思います。

◎7、新型コロナウイルス感染症対策

1、新型コロナウイルス感染症の後遺症の実態把握と支援について

2、学校でのマスク着用について

3、物価高騰等による学校給食費の負担軽減について

新型コロナウイルス感染症の後遺症で苦しんでる方がいます。回復後、倦怠感、息切れ、頭痛、せき、味覚障がいなどに苦しむ方がいらっしゃいます。市としては、その方々の実態把握、そしてその方々への支援というのは考えておりますでしょうか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 新型コロナウイルス感染症の後遺症については、せき、強い倦怠感や筋力の低下、認知機能の低下等、軽度、軽いものから重度、重いものまで様々な症状に苦しまれている方々が全国的に多くおられるという情報を報道等から私どもも得ております。滝川市におきましても、特に今年のオミクロン株流行以降感染者が急増したということから、後遺症を経験された方や症状がまだ継続している方が一定数おられるということも予想されるところでございますが、これまでに市民からの後遺症に関する相談はなく、その実態は把握しておりません。罹患後の後遺症についての相談窓口については、北海道コロナウイルス感染症健康相談センター、または最寄りの保健所ということにされてございます。滝川保健所では、最寄りの医療機関の受診を勧めるという対応を取っているということでお聞きをしているところです。

新型コロナウイルス感染症の回復後の経過については、いまだ不明な点が多く、厚生労働省では後遺症の診断方法等を示した医療従事者向けの手引を作成したほか、特別研究事業として実態調査、研究を進めているというところだと認識しております。市といたしましても、後遺症への対応に係る国、道の動向等の情報収集に努めるとともに、市民の皆様へ相談窓口の周知や紹介を行ってまいります。

○議 長 三上議員。

○三上議員 子供たちの後遺症がちょっと心配なのですが、相談窓口は道のほうでやっている、保健所のほうでやっているということなのですが、体調が悪くなったときに相談される方に寄り添うような体制が道のほうでできていればいいのですけれども、併せて保健センターでも、そういうような窓口を設置するというのではなくて、そういう相談があった場合にはぜひお願いしたいなと思うのですが、学校の現場では後遺症で苦しむお子さんというのはいらっしゃらないのでしょうか。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 学校で新型コロナウイルス感染症に罹患した児童生徒の後遺症の状況というこ

とでご質問がありましたけれども、教育委員会のほうには重篤なそういう後遺症でずっと苦しんでいるというような、そういったような具体的な報告は上がってきておりませんが、そういった事例がある場合には保健センターだとか相談窓口適切に相談するよう、学校から保護者の方へ周知を図るように学校に周知しているところです。

○議 長 三上委員。

○三上議員 それでは、次の質問なのですが、先頃文部科学省は、小中高の体育授業や部活動など屋外でのマスク着用を不要、必要ないとする方針を示しております。教育委員会の見解としては、当然文部科学省がそうやって示したのですから、それに従うというような形になるかと思うのですが、どのような現状になっているか伺いたいと思います。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 学校におけるマスクの着用についてのご質問についてお答えいたします。

議員からご質問がありまして、文部科学省は令和4年5月24日付の事務連絡で学校におけるマスクの着用の考え方を改めて示しました。今後熱中症の危険が増す夏を迎えるに当たり、登下校を含めた学校生活においてマスクの着用が必要ない場面と着用を推奨する場面を改めて具体的に示したものです。さらに、全国各地で体育祭の練習中などに熱中症により生徒が救急搬送される事例が相次いだことを踏まえ、文部科学省は6月10日付の事務連絡で体育の授業や運動部活動の活動中、登下校時においては熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう指導することを改めて全国の学校に示しました。

教育委員会では、文部科学省から発出された事務連絡を速やかに市内の各市立小中高等学校に周知するとともに、1つ目として、登下校を含めた学校生活におけるマスクの着用に関する指導事項を教職員間で十分確認し、児童生徒に対して統一した指導を行うこと、2つ目として、学校だより等を通じて学校生活におけるマスクの着用の考え方について改めて児童生徒やその保護者に対して丁寧に周知を行うことの2点について通知し、児童生徒や保護者に対して具体的な場面ごとのマスクの着用の考え方を丁寧に周知するよう指導したところです。今後北海道においても本格的な夏を迎え、熱中症の危険性が一層増すことから、校長会議等の機会を通じて、マスクの適切な着用について、また学校現場での実態について適切にヒアリング等を行い、指導助言を行ってまいりたいと考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 今登下校時もマスクをしなくていいということなのですが、一部保護者の皆さんから、マスクを外すことへの抵抗感というか、そういったものもあると思うのです。私は、そういう保護者の方々の不安への対応、それから地域の方もそれを見て本当に大丈夫なのと心配される方もいらっしゃると思うのです。ですから、外部に対してもその辺の情報周知徹底を、学校現場だけでなくそういったことも必要かと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長 教育部主導参事。

○教育部指導参事 マスクの着用については、ご指摘のとおり通知ではそうなっているのですが、感染が心配で外したくない、あるいは保護者の方には外させたくないということが現実

あると思います。文部科学省の通知の中にもそういった個々の子供たちや保護者の心情に十分寄り添うということが明記されていますので、何が何でも外しなさいという強制的な指導は今回の場合もなじまないということになっておりますので、そういったことを学校現場にも適切に教育委員会としては周知しているところです。一方で、熱中症のリスクが本当に増す夏場については、そういったことも踏まえつつ、でも熱中症も命に関わることなのだということで、マスクを外すべき場面では適切に外すよう指導してくださいということを学校にもお願いしているところです。そういったことについて保護者や地域の皆様にも教育委員会としても丁寧に周知すべきではないかというご指摘ですけれども、そのことを十分踏まえて、どういった方法でそういったことが周知できるか検討してまいりたいというふうに考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 それでは、最後の質問です。新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵攻によって、あるいは円安の進行などで仕入れ値が非常に上がってきております。給食も多分食材費が上がってきているのだと思いますが、その上昇分を値上げすることなく、今回の地方創生臨時交付金を活用すべきと思うのですけれども、この件に関しては最終日に補正予算で上程されるというふうに聞きました。1つだけ、深くは聞きませんが、この補填をすることによって栄養価、食材の品数、こういったものは現状を維持できるのですね、伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 ただいまご質問いただきました今般の物価高騰による給食の食材費に関する影響につきましては、ただいま議員おっしゃったとおり、本会議において交付金を活用した形で保護者負担の増額を求めない形での措置を今検討しているところです。ただいまご質問いただきました栄養価を維持できるのかということですが、栄養価につきましても基準を持って、その範囲で日々の献立を作っておりますので、問題なく栄養価を満たす給食が提供できるものというふうに考えております。

○議 長 三上議員、ちょっとその席でお待ちください。ただいまの質問関係なのですが、あくまでも今回のこの質問の内容を見ますと、様々な状況、円安等々の状況によつての給食費の値上げ等に転嫁するのではなく、地方創生臨時交付金を活用すべきかどうかという、交付税についての質問ということで質問を受けておりますが、ただいまの質問の内容を見ますと学校給食の品々、栄養価、そこに踏み込んだ質問というのは通告としては入っておりませんので、その点は今後注意していただきたいと思っております。よろしいですか。

○三上議員 ありがとうございます。

○議 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

続きまして、木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 会派みどりの木下です。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

◎1、農業行政

1、市職員による農作業支援について

まず、農業行政です。市職員による農作業の支援につきまして、さきの新聞報道によると日高振興局が職員の副業を認めるとの記事が掲載されていました。本市においても田植の苗運びなどの作業が集中する時期の労働力不足が以前から懸念されているところであり、農家からもアルバイトの確保も難しく本当に困っているとの声があります。市としてこうした労働力不足の実態を把握されているのか。また、対策として市職員の副業による農作業支援はできないものかを伺います。

○議 長 木下議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 市職員による農作業支援についてのご質問ですが、近年の農家戸数の減少と経営面積の拡大を踏まえ、本市では農業現場の状況を把握すべく、令和2年度から労働力不足に係る実態調査を実施しております。令和2年度の調査結果では、約300名の調査対象者のうち約1割の方から労働力が不足していると回答があったことを踏まえ、本市では労働力確保対策として令和3年度からたきかわ農業協同組合と連携いたしまして1日単位で農作業のアルバイトができる1日農業バイトアプリ、デイワークと呼んでいますけれども、こちらの活用に取り組んでおります。その他の取組として、現在國學院大學北海道短期大学部の学生や様々な職業の方が農作業のアルバイトに参加できるような仕組みができないか検討を進めているところであり、1日農業バイトアプリ、デイワークと併せて地域農業の労働力不足に対応してまいりたいと考えております。また、市職員の副業による農作業支援につきましては、昨今地域における人材の希少化等を背景に公務員が公務外で活躍するということが期待されております。ご質問のような件についても検討してまいります。

○議 長 木下議員。

○木下議員 再質問なのですが、先ほど沼田町がトマトの作付のところに町の職員の希望者を募って、許可するという報道がありましたけれども、滝川市としてもそういうような特化する作業について認めるという考えはこれからお持ちなのでしょうか、伺います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、雇用ということに関しましては、先ほど申しあげましたデイワークの活用によりまして、令和2年度の活用実績ですけれども、募集数28名に対しまして成立数が26名ということで、92パーセントを超えるようなマッチング率となったというような状況でもありますので、まずは市職員がそういう状況に積極的に関与するという前に、お仕事を求めている方も実際にいらっしゃるわけですから、そういった方たちと農家の方たちのマッチングと伺いますか、そこを優先的にやっていきたいというふうに考えております。

○木下議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

ここで議場内の換気を行うため、暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時08分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

柴田議員の発言を許します。柴田議員。

○柴田議員 会派清新の柴田でございます。通告に従いまして、以下一般質問を行いたいと思っております。

◎1、市長の基本姿勢について

1、今後におけるまちづくりについて

気がついたら私どもの任期はもう1年を切っているという時期になりました。来年には統一地方選挙が控えている。この時期にあって、私としては市長の基本姿勢、今後に向けたまちづくりをどう展開していくのか。このことについて、まず6月定例会においてその基本的な事項について確認をしておきたい。このような立場でこの質問に立った次第でございます。

少子高齢化が叫ばれて久しい。古くて新しい課題とも言えるのかなとも思っております。米国の実業家が日本消滅論を唱えたり、大変過激なコメントが並ぶ時代にもなっておりますが、私自身が滝川市内を車で走っているときに感じるのは、実は滝川市にも限界集落があちこちにできつつあるのだなど、このような感じもしている次第であります。気がついたらまちがなくなっている、このような時代も本当に目と鼻の先に来てるのではないかと非常に大きな危機感を感じている次第でございます。そこで、少子高齢化問題について市として、市長として今後改めてどう取り組んでいかれるのかお伺いしておきたいと思っております。

○議長 長 柴田議員の質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 少子高齢化につきましては極めて大きな課題であり、全国的にも地方における人口減少に歯止めがかからない状況の中、市独自による即効性のある施策展開は非常に難しく、国全体での大きな課題であると受け止めております。こうした中、本市としましては新たに関係人口の創出拡大や施策における持続可能な開発目標の導入なども取り入れました第2期滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしまして、雇用創出、子育て支援、関係人口の創出に取り組んでいるところでございます。その結果、国立社会保障・人口問題研究所が推計した本市の人口と比較しまして減少スピードは抑えられている状況にあり、これまでの取組が少しずつではありますが、効果が現れてきていると考えているところでございます。引き続き、人口減少や少子高齢化の現状を踏まえつつ、本市で子育てしたいと思われる環境づくりや高齢者が安心して住み続けられるまちづくり、ポストコロナ社会における地方会計の支援など、それぞれの課題に対応した事業展開を図るとともに、現在策定中の滝川市総合計画におきましてもそうした視点や課題を取り入れ、滝川市に愛着を持ち、選ばれ、住み続けてもらえる持続可能なまちづくりを目指してまいります。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 方針については理解できましたので、今後9月、12月の議会でそれぞれ具体論についてじっくり議論をさせていただきたいと思っております。

それでは、次の総合計画の関係であります。総合計画を年内に策定するということでもあります。この総合計画は大変重要な計画だと思っておりますので、ぜひとも内容の濃い計画づくりをしていただきたいと思いますというわけではありますが、一方で立地適正化計画、これも大変重要な計画であります。

さらには、先ほども三上議員のときにお話のありました公共施設個別施設計画など、大変重要な計画がめじろ押しでございます。この計画などとの整合性は当然図られるということは当たり前のことでありますが、現時点における優先的課題についてお伺いし、この総合計画の中身について現時点で分かり得る範囲で説明をいただきたいと思っております。

○議 長 総務部次長。

○総務部次長 今後のまちづくりにおける課題についてでございますが、全国的な少子高齢化を念頭に今後の人口推計なども踏まえつつ、将来を見据えたまちづくりを進める必要があります。こうした中、現在策定しております総合計画では都市機能の維持、安心、安全への対応、子育て支援や教育環境の充実、産業振興といった4点の大きな柱を掲げまして、現在策定部会で検討を行いまして課題の整理を進めているところです。総合計画自体は各種課題に対する大きな方針を示すものとなる予定でございますが、各種個別計画との整合性を図りながら、しっかりとそれぞれの課題に対応すべく、作成作業を引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。

○柴田議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして柴田議員の質問を終了いたします。

続いて、安樂議員の発言を許します。安樂議員。

○安樂議員 新政会の安樂でございます。それでは、通告に従いまして、本日は2件質問させていただきます。

◎1、行政運営

1、市職員のメンタルヘルスケアについて

まず、1件目の行政運営、市職員のメンタルヘルスケアについて質問いたします。近年職場での業務内容や、あと人間関係に起因するもの、プライベートで感じるストレスの蓄積など、様々な理由からメンタルヘルスの不調を訴える職員が増加傾向にあるというふうに考えております。管理職には、衛生管理面や健全な職場環境の醸成による業務の効率化と生産性の向上という面からも職員のメンタルヘルスをサポートすることが求められております。現状市が行っている職員のメンタルヘルス不調を未然に防ぐ方策及び不調発症後の管理方法などの対応について伺います。

○議 長 安樂議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 現状市が行っている方策についてのご質問ですけれども、市職員におけるメンタルヘルスの不調者につきましては昨今やや増加しておりますが、不調の原因につきましては議員のご指摘にもありましており、職場やプライベートなど職員ごとに様々なものがあるというふうに把握をしております。メンタルヘルスの不調を未然に防ぐための職場における方策としましては、今年度につきましては係長以下の全職員を対象として自分自身及び同僚等へのケアを中心とした研修を実施する予定です。また、昨年度に引き続きストレスチェックを行うほか、共済組合が実施をしております臨床心理士等によるカウンセリングサービスの周知を進めていきたいと考えております。それから、管理職員につきましては、研修への派遣等によりましてメンタルヘルスについて学ぶ機会を確保できるよう努めているところです。

また、メンタルヘルスの不調となった職員につきましては、総務課及び所属が本人、場合によっては主治医と面談を行うなど、職員本人の個々の状況に合わせた対応を行っているところです。また、主治医とも連携し、リハビリ出勤等の復職に向けた取組なども状況に合わせて行っているところです。

○議 長 安樂議員。

○安樂議員 私も過去に自衛隊において多くのメンタルヘルス不調者に対応してきました。教育も当然管理者として受けてきております。このメンタルヘルス不調というのは、早期に把握して適切なカウンセリングなど必要な対応を行うことにより、重症化を防ぐことができます。そのためには、ストレスチェックの活用や、あと通常管理職の職員の皆さんは部下をしっかり観察をして、兆候の早期発見、これをしっかりやることが重要であるというふうに考えております。そこで、市職員のストレスチェックの受検率、今どういうふうになっているのか伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ストレスチェックの受検率につきましては、昨年度、令和3年度の受検率につきましては45.6パーセントという結果でした。

○議 長 安樂議員。

○安樂議員 市役所の全国平均の受検率が85パーセント以上の中、本市においてはストレスチェックの受検率が非常に低い状況だというふうに思います。今後この受検率を上げないと早期発見というのは難しいので、これをどのように向上させていくのか。また、ストレスチェックの結果、これをどういうふうを活用するのか伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ストレスチェックの受検率につきましては先ほどの数値ということですが、ストレスチェックの受検、これにつきましては強制ではないというところです。ただ、受検率を上げてほしいということも思っておりますので、オンラインでの受検を可能とするなど改善を行っているところです。受検率向上のため、受検しやすい方法の検討、それから職員への周知、これはさらに進めていきたいというふうに思っております。

また、結果の活用ということですが、高ストレスとなった受検者に対しましては、産業医との面談、これを案内しているほか、事業主への結果提供に同意した受検者につきましては総務課において内容を把握し、本人の状況に合わせた対応というのを行っているところです。

○議 長 安樂議員。

○安樂議員 再々質問ということになりますけれども、この件はなかなかデリケートで難しい問題であります。総務部と、それから職員所属の部署との連携はもとより、あとは部外カウンセラー、それから産業医などを入れて組織をしっかり確立しながら、組織として取り組んでいく必要が、重要だというふうに考えております。副市長、どのようにお考えですか。

○議 長 副市長。

○副市長 議員おっしゃられたとおり、メンタルの不調というのは早期の把握とその対応というのがやはり重要であるというふうに私自身も考えております。議員からただいまおっしゃられまし

た所属との連携、あるいは部外を含めた組織としての対応に今後努めていくよう検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 安樂議員。

○安樂議員 しっかり検討していただくことをお願ひいたしまして、次の質問に移ります。

◎2、教育行政

1、滝の川運動公園内における各施設のトイレ改修について

2件目の教育行政、滝の川運動公園内にある各施設のトイレの改修について質問いたします。市営球場や陸上競技場管理棟をはじめとする公園内のトイレは和式が多く、公園を利用する市民からも洋式に替えてほしいとの意見が出ております。家庭や学校など和式トイレが大幅に減少している現在の生活環境を考慮して逐次改修工事を進め、市民が快適にスポーツや、また公園内の散歩などを楽しめる環境を整備すべきだというふうに考えますが、教育委員会の見解を伺ひます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 滝の川公園内における各施設のトイレにつきましては、滝川市スポーツ協会と連携を図りながら洋式トイレへの一部切替えを進め、全体の約5割程度は洋式トイレになっているところですが、屋内施設に集中している状況にあります。一方屋外施設につきましては、現在改修工事中であります滝の川公園テニスコートのそばに洋式の共用トイレを新設する予定であります。そのほかの屋外トイレについては和式が多く、老朽化が著しいものもございます。現状和式トイレをご希望される利用者もおりますが、今後につきましては各施設の利用実態やニーズを把握するとともに、議員ご指摘のあったとおり生活環境が変化していることを踏まえまして、施設設備の老朽化の状況を調査の上、段階的に洋式化への改修を進めてまいりたいと考えております。

○安樂議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして安樂議員の質問を終了いたします。

続きまして、堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀 議 員 公明党の堀でございます。それでは、早速質問に移ります。

◎1、市民生活行政

1、町内会運営について

2、コミュニティセンターについて

3、マイナンバーカードについて

最初に、市民生活行政ですが、町内会運営について伺ひます。今現状町内会の役員の成り手が非常に少なく、運営をしていくのに苦勞している状況でございます。特に会長職を避ける傾向にあると思われまふ。一人の人が30年もやっていると、恐らくあると思ひますけれども、この課題について本市の対策を伺ひたいと思ひます。

○議 長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 町内会運営についてのご質問で町内会役員の成り手不足の関係ですけれども、こ

の問題があることから、現在所管としましても町連協などとともに課題解決のための様々なご相談やお話を伺っているところでございます。その中で、役員を引受けない理由として役員などの負担の大きさが挙げられています。1つは町内会活動そのものによる負担、もう一つが市に関わる事業や事務作業の負担であるという話です。まずは、こうした負担の軽減を図ることが喫緊の課題と捉えているところです。

1つ目の町内会活動そのものの負担ですが、町内会それぞれの事業内容やその活動に伴う役員数を見直ししていただき、できる限り負担の少ない誰もが町内会運営に参画しやすいスリムな町内会づくりを町内会の皆さんで考えていただき、取り組んでいただきたいと思います。今年度は、市と町連協とが連携し、町内会のスリム化や役員の選出方法の事例などをポイントとしてまとめました町内会の手引を発行する予定です。それから、従来から行っています市内町内会の先駆的な活動について、町連協によりますエフエムG's ky番組を引き続き継続するほか、新たに今月第1号を発行する予定なのですが、コミュニティ情報誌、菜の花ニュースなどを通じて町内会の皆さんに様々な事例を紹介していきたいと考えております。

また、もう一つの負担として挙げられています市からの依頼事項や事務作業についてですが、街路灯の補助金の事務手続の一部簡素化などは行っておりますけれども、会議や委員会などの出席のお願いにつきましては今後はその都度依頼内容を精査し、町内会への依頼が適切かどうかを判断するように努め、町内会の皆さんの負担軽減を図っていきたくと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 今部長から答弁されたとおり、そういう実情にあります。私どものほうの東町の1区町内会なのですが、今回の役員の改選のときにも、具体的に言うと諸事業に対するお手伝いはやると、しかし3役にはなりたくない。3役というのは会長、副会長、会計なのですが、こういうものに対しては避けたい。だから、そういう人たちというのはもう20年過ぎているのです。もうそろそろ交代していただきたいという、こういう町内会なのですが、特にそれをうまく解決して町内活動をしている単位町内会があれば、どういう仕組みでやっているのかお聞きしたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 役員の成り手について限定したお話ですが、役員を避けたいということからなかなか成り手がいないということで、東町のほうにはそういった町内会があったと思いますけれども、町内会の役員を輪番制にしていることによって町内会が継続、役員が任期が短くてすぐ替わってしまうのでしようけれども、そういった取組をされているという事例はお聞きしたことがありますけれども、それ以外にも何かいい取組があれば、調べさせていただいて情報を提供してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 ありがとうございます。よろしく願いします。

次に、地域の問題解決と地域福祉のために新十津川町は区長制度を採用して運営していると思

ますが、市政運営においても参考になると思うのですが、考えを伺いたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 町内会運営についての区長制度についてのお話ですけれども、私自身はこの区長制度というものをあまり認識していなくて、今回少しだけ勉強させていただいたのですけれども、区長制度は行政区の市民の方の推薦により自治体が有償で区長を委嘱し、住民と自治体をつなぐパイプ役として活動していただき、広報配達や市への依頼、要望、市と住民との連絡調整などを担っています。新十津川の例なのですけれども、区の中に単位町内会が存在し、区と町内会、それぞれに役員を置き、活動しているとのこと。区長は町内会長を取りまとめる役であることから、滝川市でいえば連合町内会に相当するのではないかと考えております。役員の成り手不足が課題となっている滝川市同様、新十津川においても単位町内会の役員の成り手はやっぱり難しいという話を伺っております。こうしたことから、区長制度の導入が個別の町内会長の成り手不足の解決に直接つながらないのではないかと考えますけれども、今回堀議員から他の自治体の事例を投げかけていただいたように、市としても役員不足の解消につながった取組事例がほかの自治体でないかどうか調査を進めていきたいと考えております。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 よろしくお願ひします。

続きまして、コミュニティセンターについて伺います。運営管理は各地区の運営委員会が行っている中、会館管理は特に私ども東町の連合町内会が輪番制で運営をしております。その中で、コミセンの運営については市直営で運営していくべきでないかという意見が多々あります。それについての考えを伺いたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 コミュニティセンターについてのご質問です。設置は市が行ってきましたが、各町内会や地域の要望にもお答えした形で整備してきましたコミュニティセンターです。財政状況が厳しくなってくる中、市が全ての施設の経費を市が全て直営でということでは到底施設を維持し続けられないということもありまして、平成15年から各地域の皆さんのご理解を得て、地域による運営管理がスタートしました。協働のまちづくりだと思っております。以後各地のそれぞれの運営の努力と工夫をしながら、今日までコミュニティの拠点として有効に活用されていると認識しております。

市直営にできないかというご質問ですが、財政状況の厳しさは変わっておりません。やはり地域の皆さんのお力がなければコミュニティセンターを将来にわたって維持することは大変難しいと判断せざるを得ませんので、市直営での施設の運営管理は現在考えてはおりません。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 分かりました。

次に質問させていただきます。マイナンバーカードについて伺いますが、健康保険証としての利用登録、公金受け取り口座を登録するというのが6月末よりポイントが付与されるということになると思いますが、現状は油が上がって諸物価が上がって、特に年金暮らしの人は大変だというふうに

お聞きをしております。そこで、今回はこのカードの普及率向上のためには非常に大事なマイナポイントを還付する制度だというふうに思いますので、しっかり取り組んでいきたいと、そういう思いの中から質問させてもらいます。今なぜマイナンバーカードを作らない人が半数以上いるのだ。これが一番問題だというふうに思いますので、質問でも大ざっぱに書いてありますけれども、市のほうで把握しているこういう理由のためにマイナンバーを作っていないというのが分かっているならばお話をさせていただいて、それを払拭するためにはどうしたらいいのかということについて議論したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 マイナンバーカードの普及を高めていくために、どういうところに課題があって、それをどうしていくのかというご質問ですけれども、滝川市の現状、6月1日現在ですけれども、交付率が48.1パーセントとなっております。全道35市中で3番目です。北海道平均は41.5パーセント、全国平均で44.7パーセントとなっていて、全道、全国よりは若干高いと思っています。ただ、まだ半分は取得されていないということで、おととしまではまだ普及率が高くありませんでしたので、市民全般についてマイナンバーカードを作ってくださいというお話をしていけばよかったのですが、交付率が50パーセントに迫ってきましたので、どういう人が持っていないのかということについて調査、研究して、そこに絞って交付していくようにしていかなければならないということで、1つは、ちょっと課題だなと思っているのは比較的年齢層の高い方の交付率が進んでいないということなのですが、それが1点ありまして、もう一つが小さな子供とかはなかなか、親の都合もあると思いますけれども、普及が進まないこともあると思います。もう一つが働いている方なのですが、比較的年齢の高い方、そこももう少し力を入れていかなければならないと考えています。ご高齢の方については、マイナンバーカードの安全性を十分に理解していただいて、それから今回のマイナポイントもしっかりPRさせていただいて普及に取り組んでいきたいと考えていますし、働いている方などにつきましては、町内会でもいいのですが、出張交付手続の事務を今行っておりますので、そういった機会を通じて取得していただければと考えております。去年まではコロナということがあって、活動に積極的に取り組めなかったところもあるのですが、大分コロナのことも落ち着いてきましたので、外に出ていろんな場所で交付事務を進めていきたいと考えております。

○議 長 堀議員。

○堀 議員 今部長が答えられたのに全部入っていると思いますが、私が聞いている分野については、当初マイナンバーカードが報道等で、3年も4年も前の話をしますが、そのときには報道関係のほうで非常に危ういというような報道が結構されたと思います。それをずっと思い込んでいるのです。確かに高齢者、70歳以上の方はそういうふうに思っています。今回国会の中でもマイナンバーを取り扱っていて、答弁してはいたけれども、要するに病気が全部知られてしまうのではないかと、財産を全部調べられて、何かされるのではないかと、こんなふうに思っている方が多いということなのです。それを周知するのが、そういうことは絶対ないのだということが必要だと思います。そのためにはどういう周知をするのかというのが大事なことで、私は100パーセントを目

指してマイナンバーには取り組むべきだというふうに考えていますので、お考えを伺いたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 マイナンバーカードの安全性について、もう少しお話しさせていただきたいと思います。マイナンバーカード自体にＩＣチップがありますので、そこにいろんな自分の情報が入っているのではないかと、それを落としたときに知られてしまうのではないだろうか。あるいは、どこかの窓口で提出したときに全て分かってしまうのではないだろうかというような不安をおっしゃる方はやはりいらっしゃいます。でも、マイナンバーカードについては口座ですとか税金、年金などの個人情報そのものは入っていませんので、そういった心配はありませんし、また今健康保険証として利用してくださいというご案内もしていますけれども、それを医療機関に提出しても、保険証として利用する場合でも窓口で分かるのは保険の資格情報が基本ですので、それ以外の例えば所得の情報ですとか口座の情報ですとかも分かるようにはなっていません。また、口座情報の登録をしていただくようご案内していますけれども、口座情報はどこの銀行のどこというのはわかりますけれども、口座の中身まで分かるような仕組みにはなっていませんので、そういったところをきちんと理解されるよう、様々な機会を通じて、ホームページ、広報、自治会、町内会の班回覧、あるいは出張先での申請時に説明してしっかり周知してまいりたいと考えております。

○議 長 堀議員。

○堀 議員 よろしくお願ひします。

◎2、教育行政

1、いじめについて

最後になりますが、教育行政について伺います。いじめについて伺いますが、本市の昨年度のいじめの発生件数をまず伺いたいと思います。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 本市における昨年度のいじめの発生件数についてお答えいたします。

令和3年度中の市立小中高等学校におけるいじめに関しては、教師が日常の指導の中でいじめに気がついたもののほか、児童生徒本人や保護者からの相談、またいじめに関するアンケート調査からいじめが疑われる事実が明らかになり、当事者からの聞き取り等を行った結果いじめの認知に至った事案がありました。認知件数については、小学校36件、中学校25件、市立高等学校1件の合計62件となっております。

○議 長 堀議員。

○堀 議員 次の質問に移りますが、2021年2月に旭川市の女子中学生がいじめにより凍死した事件が報道されました。この事件は2019年4月ぐらいから発生したみたいで、報道によりまずと保護者が4回にわたって担任の先生に相談をしている。しかし、どうも積極的な取組が行われていなかったという報道がございました。このことを踏まえて、滝川はこういう状況があったらどういうふうに対応するのかということが非常に心配になって、今回この質問をしているわけですが、

この状況を中心に考える必要はないですけれども、もし父兄からこうした相談をされたときにはどのような対応をされて取り組まれているのか伺います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 いじめの対応に関するご質問にお答えいたします。

教師による発見やアンケートへの記述、児童生徒や保護者からの相談など、いじめを認知するきっかけがあった場合には相談等があった時点で直ちに管理職に報告し、管理職は校内のいじめ対策組織を招集して、決して担任一人に任せることなく、組織的に対応を行っております。具体的には、学年団や生徒指導担当の教師が適切に役割分担を行い、関係の児童生徒から聞き取りを行って事実関係を確認するとともに、関係児童生徒の保護者に対しても学校の指導方針を的確に伝えます。さらに、被害を受けた児童生徒を守ることを最優先に対応するとともに、いじめを行った児童生徒に反省を促す指導を行います。また、一連の指導を終えた後も、いじめが解消したと早期に結論づけることなく、注意深く関係した児童生徒を観察するとともに、被害を受けた児童生徒と定期的に面談を行うなど、いじめの再発防止を図ります。

議員からご指摘があった担任にいじめの被害を相談したが、十分な対応がなされなかったと。こういったことはあってはならないことで、児童生徒や保護者からいじめの訴えがあった場合、可能な限り複数の教員で家庭訪問や面談を実施し、丁寧に聞き取りを行った上で、その結果を校内のいじめ対策組織で共有するといった取組を行っています。なお、いじめが疑われるケースが発生した場合には、教育委員会は必ず学校から報告を受け、きめ細かく情報を共有するとともに、児童生徒の指導の状況や保護者との対応状況を随時確認し、必要に応じて指導助言を行い、いじめが早期に解消し、被害を受けた児童生徒の安全が確保されるよう学校と共に取組を進めているところです。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 今の答弁を聞いて安心しました。

そこで、もう一点伺いたいのですが、旭川の事例を見て、いじめがあったことを隠したいとか、そういうような風潮なり、そういう評価、そういうものがされていてこんなにこじれたのかなというふうに考えてしまうのです。当然担任の先生も評価はあると思います。こういう中にいじめというのがあるのですか、実際問題。それをお聞きします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 学校におけるいじめの発生の有無が個々の教員への評価だとか、それから学校の評価に関わるのかと、そういう項目があるのかというご質問かと思っておりますけれども、そういったものはないというふうに私自身は理解しております。むしろ全国的な統計でいじめの認知件数が都道府県によって非常に大きな差があるというようなことも報道されています。国では文部科学省では、本当にいじめがないのか。実際には今のいじめの認知基準でいうと、ささいなことでも積極的に認知していこうと、初期段階でも積極的に認知していこうということですから、むしろ積極的な認知を行って、いじめがある、それにしっかり対応しているという学校のほうが、あるいは教員のほうが安心して評価を受けるというふうに理解しておりますので、そのことを繰り返し学校のほうにも伝えて、初期段階からしっかり対応するよう指導しているところです。

○堀 議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 0時56分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を続行いたします。

次に、山本議員の発言を許します。山本議員。

○山本議員 会派みどりの山本でございます。

◎1、農業行政

1、水田活用交付金運用厳格化への対応について

2、農業資材高騰対策について

今日は喫緊の農業問題について質問をさせていただきたいと思います。農業問題も皆さん方も新聞報道で御存じのとおり、今2つの大きな問題を抱えてございますので、まず最初に水田活用交付金運用の厳格化についてご質問させていただきます。

水田の転作、俗に言う転作奨励金ということで水田活用交付金が今国から転作したところに交付されておりますけれども、皆さん方も新聞報道で御存じかと思っておりますけれども、5年に1度は水を張らないと、水田にしないと今後それを交付金の対象外にしますということで、これは5年前からそういうふうになりますということで農林水産省は言っていたわけでありまして、ただ北海道は都府県と違って転作も個人完結型で転作を行っている絡みがございます。都府県はブロックローテーションで、地域ごとに分けて5年に1度、6年に1度、畑と水田をうまく回しているわけでありまして、北海道は大規模経営の方に転作が集中をし、特定の方が北海道の転作を担っている関係がございまして、そんな中で転作をしていると作業の効率化云々の関係で、一時的に畦畔を取り除いて転作をしている現況に過去ございました。ところが、この運用の中であくまでも転作田は水田ですということで、5年に1度は水を張れるところでないといふと今後水田とは認めない。そして、この交付金の交付対象外にするということで、今年から運用の厳格化が国のほうから言い渡されたわけでありまして、春先に滝川市の農協管内でも生産者に向けていろんな説明会がございましたけれども、皆さん方は数年前から運用が厳しくなることは情報としてあったわけでありまして、転作に協力しているのにこんなことはあり得ないだろうということであくまでたかをくくっていた部分があったのだらうなと思っておりますけれども、そんな中での今回の運用の厳格化でございます。それで、そこでありまして、本滝川市としてどの程度その状況を把握しているのか。5年ごとに水田に戻せるところと戻せないところといろいろあるかと思うのですが、5年に1度の田畑輪換がうまくいかないと、水田に戻せない、利用できないということであれば耕作放棄地も

生まれかねないような状況になってくるのではないかなと思ってございますので、今後の対策等についてどのようなお考えをしているのか。また、状況についても詳しく、分かっている範囲内で結構でございますけれども、お教えを願いたいと思います。

○議 長 山本議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 水田活用の直接支払交付金の見直しに係るまず調査状況についてですけれども、3月下旬に水田の状況等に係る生産者の聞き取り調査を実施しました。5月中旬に各農業関係機関とともに将来畑地化を検討している農地の現地調査等を実施したところであり、今後は交付対象水田となっている農地全ての状況把握を行う予定としております。今回の見直しは、田畑輪換の構築や耕作放棄地対策はもちろん、水田のみならず、地域農業の再構築が求められることから、今回の調査結果を踏まえ、例えば各地域の状況に応じたゾーニングの設定や水田地帯における基盤整備後の集中管理孔を活用した地下かんがい技術の推進、交付金の対象外となった畑作地帯においては新たな高収益作物導入による所得の確保など、国の事業も活用した対策を検討してまいりたいと考えております。しかし、現在国において自民党が交付の要件となる水張り、この現場実態を踏まえた対応や畑作物に対する十分な支援の実施などを要請したほか、北海道においても農産や畜産、農地など各分野におけるワーキンググループを立ち上げ、今回の見直しに係る対策の検討を進めているところであり、これらの結果も加味した対策の構築が必要なことから、本市としましては引き続き国や道の情報収集をしっかりと行い、たきかわ農業協同組合や土地改良区などの農業関係機関と連携しながら、安定的に営農継続できるよう、それぞれの地域に適した対応策を検討してまいりたいと考えております。

○議 長 山本議員。

○山本議員 それでは、対策をよろしく願いして、次の質問に移ります。

これにつきましても近々の道新にも出ておりました。農業資材の高騰でございます。これまでも石油製品の値上げ等で非常に苦しんでおる中、突然生産資材の要である、農業生産の要でございます肥料代の高騰ということで、78パーセントを超えるような肥料代の値上げがホクレンから発表されたわけであります。単純に肥料代といいましても、農業生産費の中で約10パーセント近くを占めるような状況でございますので、ここで78パーセント、ざっくり言えば生産資材費が肥料だけで1割上げる要素になっているということであります。当然コロナ禍で売上げも低迷し、特に滝川の主力産品でございますお米についても昨年非常に低米価の中で、米農家の方は非常に苦しんでおります。当市でも先般2,500円の支援をいただけることは決まっておりますけれども、何かさらなる支援も検討されているようでございますけれども、今回の値上げについては焼け石に水状態で、地方自治体ができる状況を超えてございます。そんな意味で、今後国に強力に生産資材高騰対策を要請していかないと、滝川の主産業でございます農業の崩壊にもつながってまいるのでありますので、これについても強力に市町村会等を通じながら要請をしていっていただきたいと思っております。そんなことで、これらの対策についてのお考えを市長にお伺いしたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 農業資材高騰対策についてのご質問です。6月1日にホクレン農業協同組合連合

会は、新型コロナウイルス感染症や近年の国際情勢等の影響により肥料の輸入原料価格が高騰したことから、国の対策も活用し、61億円の独自対策を実施したものの、結果として令和4年度、こちらの肥料価格を平均で78.5パーセント値上げするということを決定したという状況です。今後もその他の農業生産資材の高騰が見込まれております。地域農業の維持、発展に多大な影響を及ぼすものであると危惧しておりますことから、本市としましては現在農業者への影響緩和に資する対策を検討しているところでございます。また、国は6月7日に閣議決定したいわゆる骨太方針2022において、肥料価格急騰への対策構築に向けて検討を進めるということとしたところですが、国際情勢等に起因する肥料価格等の高騰は長期化するということが想定されていることから、今後も国の動向を注視しながら、農業者が安心して営農を継続できる仕組みの構築に向けまして、北海道市長会などを通じて必要な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○山本議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして山本議員の質問を終了いたします。

続きまして、荒木議員の発言を許します。荒木議員。

◎1、行政運営

- 1、職員のメンタルヘルスについて
- 2、パワーハラスメント対策について
- 3、次年度の職員採用について

○荒木議員 それでは、通告に従いまして質問させていただきますが、まず1点目の職員のメンタルヘルスについてであります。安楽議員の答弁を踏まえてさせていただきたいと思いますが、確認をできたことは法的な義務づけのあるストレスチェックの実施や高ストレス者の産業医との面談、あるいは専門的なノウハウを持っている臨床心理士の方のカウンセリング、これは直接ではないですけれども、協力を得ているということで、そういうカウンセリングを受ける機会はあると。それに加えて様々な知識を得るための研修の実施というふうに捉えていますが、印象としてはやらなければいけないことはもうやられている。運用は別にして、メニューとしてはやられているなという印象なのですが、そうすると1つ疑問が私には生じるのですが、ここで言うメンタルの関係で今休職をされている方がいらっしゃると思うのですが、通常私の認識としてはいろんな職場のおおむね1パーセント程度は、官民を問わずそれぐらいはどんな対策を打っても出てしまうのだろうという認識です。これは、一応いろいろ調べたのですが、何らかの統計から算出された根拠のあるものだというふうに思いますが、そうすると、今職員が300人台だと思うのですが、いても3人か4人という認識です。私としては、それに基づけばです。まず、今実際、病院は別として、一般職の方でお休みをされている方はどれぐらいいらっしゃるのか伺います。

○議長 長 荒木議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 職員のメンタルヘルスについてのご質問です。対策の中身につきましては、先ほど安楽議員のご質問にもお答えをさせていただいたとおりでございます。今現在のどのくらいの人数がということですが、今現在正確な数字は、把握というか、数え上げておりませんが、統

計的に見れば三、四人かなというお話でしたが、それより若干多い人数が現在休んでいるというふうに認識をしております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 ここで数字を突き詰める気はありませんので、私の印象としては結構いらっしゃるなという感じなのです。そこで、こうしたらどうかということも含めて今後どうされるのかをお考えをお聞きしたいのですが、1つは、私も職場で受けていますストレスチェックなのですけれども、これがどれぐらい効果があるのか、私も疑問符はつくのですが、もし可能であればストレスチェックのこの数年間のものを照合して、今メンタルでお休みされている方との何らかの相関みたいなものをデータとして持ったほうがいいのではないのかなというふうに1つ思います。そんな簡単な仕事ではないのですが、それが1つ。

それから、福利厚生会とおっしゃったと思う。違いましたか。臨床心理士のカウンセリングサービスなのですが、1つご紹介したいのは、民間の取組で、恐らく悩みを抱えている方からの要望によってこういうことができるということだと思うのですけれども、ある民間、会社名は申し上げられませんが、相当数いらっしゃる会社で、休まれていることでお悩みの社長から伺ったのですが、基本的に半年とか1年に1回は最低全員面談をしてもらうというふうな取組をされています。深層心理というか、自分の気づかない部分もあるかもしれません。これは難しいことですが、そういうことも運用上何らかの改良の余地がないのかなという思いがありますので、現在のお考えを伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 現状ストレスチェック、先ほどもご答弁しましたが、実施をしております。受検率もちよっと低いということで、その向上には努めていきたいというふうに思っておりますし、高ストレス者への産業医の面談、それから福利厚生会ではなく共済組合のほうでの専門家による対策なども行っているところです。議員からただいま2点、ストレスチェックの分析をしてはどうかということ、それから職員全員が専門家との面談などができるようなことが考えられないかというようなご提案もいただきました。ご提案いただきました方法なども含めましてどのような対策が可能で、効果的なのかということにつきましては検討していきたいというふうに思っております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 それでは、2つ目に入ります。パワーハラスメント対策についてということで、これは一般論として何うしかありませんし、個別のことを言う気は全くありません。パワーハラスメントの定義というのは明確な線引きが難しい中で、職員からの訴えが発生した場合、それは上司に問題があるのか、その本人に問題があるのか分かりませんが、とにかく自分はパワハラを受けたというような訴えが発生した場合に、どのような流れでどのような対応をされるのか伺います。

また、特に指示命令系統が厳しい医療現場における同様の事案に対しても伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 パワーハラスメント対策につきましては、本年4月1日に施行しました職場におけるハラスメントの防止に関する要綱、こちらに基づきまして対策を講じることとしております。ハラ

メントが生じている場合のほか、ハラスメントに該当するかどうか判断が難しい場合、これらについても総務部総務課を窓口として相談等を受け付け、その後複数の職員により事実関係を迅速かつ正確に確認し、問題の解決を図るということとしております。この取扱いにつきましては、市立病院の医療現場におきましても同様の対応を行うということとしております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 それは、要綱上というか、そういうふうに進めているということだと思っておりますけれども、それでご本人が納得いかないケースというのがどうしても耳に入ってくるのですけれども、総務課の管理の下ということなので、もしそれがこじれて解決できなかった場合は何か第三者的なものというものはあるのですか、それだけ確認します。

○議 長 総務部長。

○総務部長 要綱の中でいえば、総務課が窓口になり、総務課の職員が受け付けます。それから、その上で解決する、解決に至らないも含めまして、総務課長がまずは苦情の申出等に係る問題の解決を図るというふうにされております。その後、総務課長の段階でも解決が困難であると認められる場合には総務部長にその旨の報告があり、総務部長は問題解決を図るための措置を講じなければならないというふうにされております。この講じるべき中身が市役所の中で終わるのか、それとも外部に相談をしなければならないのかというのは、実のところ私も今の職に来てから、このことの申出ですとか、そういったことがあったという事例は把握しておりませんので、その辺につきましては必要な対応をその都度しっかり考えたいというふうに思っております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 それでは、3番目の次年度の職員採用についてということですが、近年、公務員志望者の数の減少が報じられております。加えてコロナ禍での新たな給付事業だとか、そういうものを含む行政対応、それから以前から私が問題視をしている若手職員の離職、そして先ほどもお聞きした休職者の増加などから、現有職員に過度な負担が生じているのではないかと感じます。現在次年度の採用職員の募集が、始まっていないかもしれませんが、始まる頃だというふうに認識しますが、次年度の職員採用方針についてどのようなお考えかを伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 職員採用につきましては、第2期財政健全化計画を踏まえつつ、将来にわたり持続可能な組織となるよう、職員の退職の状況、それから年齢構成のほか、ご質問にありました職員への負担、こういったところも考慮しながら計画的に行ってまいりたいというふうに考えております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 最後に伺います。もちろん予定の退職者数は大事だと思うのですが、それにいろいろ加味をしてということなのですが、現状条例上の定数は350人だったというふうに思いますが、恐らく実数は300人ちょっとではないかというふうに思うのです、私は正確な数字は分かりませんが、そうしますと、先ほどの部長の1回目の答弁でいろいろなものを加味をしてということなのですが、その中に実際に条例上の定数から50人ぐらい少ないということがさらに加味されるのか、要するに私は緊急事態だというふうな認識なので、考え方として、恐らく去年が18人ぐらいだっ

たというふうに記憶しますが、通常これぐらいの数だと思ったものに上乗せして採用して確保するというようなお考えがあるのかどうか、これを伺いたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 ここ数年来コロナ禍ということもありまして、これまでにない新たな事務、それから業務も増えております。職員におきましては、市民の暮らし、生活を守るためにこれまでも増して日々の業務に取り組んでいるところです。職員の定数につきましては、先ほど350人程度というようなお話がありました。職員の定数に対して、今現在の職員数というのはかなり下回っているという状況であることは間違いありません。ただ、常時余力を持たせた人員配置というのはなかなか困難ということもありますし、第2期財政健全化計画の計画期間中であるということもあります。こういったことを踏まえながら、職員には過度な負担が生じないように、業務量に見合った人員配置ということを念頭に置きまして職員採用については進めていきたいというふうに考えております。

○荒木議員 終わります。

○議長 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

次に、佐々木議員の発言を許します。佐々木議員。

○佐々木議員 新政会の佐々木でございます。通告に従って質問させていただきます。

◎1、保健福祉行政

1、介護人材の不足について

保健福祉行政、介護人材の不足についてお伺いします。令和4年1月31日付で介護人材の育成と確保に関する調査を市内の介護サービス事業者に対し実施した結果を踏まえ、いつまでにどのような対策を行うのかをお伺いします。

○議長 長 佐々木議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 介護人材の育成と確保に関する質問ですが、第8期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、重点目標の一つとして介護人材の育成と確保を掲げ、今後増え続ける高齢者に必要なサービスを提供し続けることができるよう、市内の介護サービス事業所を対象に介護人材の育成と確保に関する調査を実施し、対象となる41事業所全てから回答をいただき、今月、6月の初めに集計等を終え、各事業所に調査結果を送付したところです。調査の結果、全体の約60パーセントの事業所が介護職員の不足を感じ、将来的な事業継続に不安感を持っているとの回答がございました。改めて介護人材不足が重大な課題であるということを確認いたしました。そのほか主な意見として、介護職のイメージ払拭や介護報酬、職場環境等、若手の人材育成など様々な意見があり、介護の裾野を広げるための普及啓発等の取組と同時に、多様な人材の担い手を増やす取組や継続して働き続けることができる取組、これが必要であるということを実感したところであります。

今回の調査結果を踏まえた介護人材の育成と確保に向けたスケジュールといたしましては、介護サービス事業所、滝川地域介護サービス事業所連絡協議会、それから滝川市社会福祉協議会等と連携いたしまして、課題解決に向けて、まず第1に行政として取り組むべきこと、第2に事業所とし

て取り組むこと、そして第3として行政と事業所が協働で取り組むこと、これらをしっかり整理しつつ、国や北海道等の状況も注視しながら、今年度中に現時点での滝川市としての介護人材の育成と確保に向けた取組の方向性を決定していきたいというふうに考えてございます。なお、今年度につきましては、昨年度実施いたしました介護を知りたい方、学びたい方を対象にした入門的研修の開催に加えまして、新たに介護のイメージアップを図る取組として、介護の仕事をテーマといたしました広報たきかわへの特集記事の掲載や図書館、社会福祉協議会と協力いたしまして小学生を対象に介護の仕事などを体験するたきかわDE調べる学習体験講座の開催を予定しております。

○議長 長 佐々木議員。

○佐々木議員 アンケート結果は私も見させていただいてるのですけれども、ちょっと心配な動きというのか、コロナ後居宅介護支援事業所というケアマネージャーの事業所が2件閉鎖になっています。市内のグループホームも2件、これは企業譲渡しています。デイサービス1件閉鎖、ヘルパー事業所は1件他市へ移るという状況にあります。今回のアンケート結果の中での意見なのですけれども、小さい事業所では例えば技能実習生を自分たちで準備するのは困難だとか、そういう意見も出ています。例えば市として、先ほど事業所と行政と両方で考えていくというお話でしたけれども、こういう小さい事業所へ支援するということは考えていますか、お伺いします。技能実習生のことです。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 技能実習生への支援ということでございますが、まずは事情は様々生じているということは承知しておりますが、アンケートを実施したところでございますので、これを課題が何なのかというところをしっかりと把握することが今重要だと考えております。先ほどの答弁の繰り返しになってしまいますけれども、その上で行政として取り組むべきこと、それから事業所として取り組むこと、行政と事業所が協働で取り組むこと、これらをしっかり整理した中で考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 長 佐々木議員。

◎2、防災行政

1、防災計画について

○佐々木議員 それでは、次の質問に移ります。

防災行政です。防災計画についてお伺いいたします。全国的に防災担当に女性職員の配置がない、少ないなどの問題があります。避難所運営においても女性職員が配置されていないことで、例えば生理のナプキンをもらいに行ったりですとか、お母さんたちの授乳する場所がないとか、そういうことを男性職員には言いづらいと感じる住民もいるようです。そんな中、滝川市地域防災計画には女性の視点に立った意見は反映されているのかどうかをお伺いします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ご質問の滝川市地域防災計画につきましては、毎年度滝川市防災会議のご審議をいただき、適宜見直しを図っているところですが、現在この滝川市防災会議委員全26名中、女性は2

名です。数字上、男女比率という観点からは均衡しているとはいいがたい状況にあります。この防災会議の委員構成につきましては、そのうちの多くの委員が関係法令で指定される特定の関係機関や事業者、団体等において特定の職に就かれている方に就任いただいているということから、委員の性別比率の均衡を目的として調整を図るということは難しいというのが実情です。しかし、これらの法定の委員以外にも市長が任意に必要とする委員を任命することができることから、これまでも女性の視点の必要性ということを認識しており、女性団体として滝川市婦人会から会議にご参加をいただいているというところです。

また、防災会議にお諮りをする地域防災計画の見直し案、これの立案に当たりましては、内閣府の資料、それから北海道の地域防災計画、それから市町村地域防災計画の見直しのポイントに関するアドバイスというものも示されますので、こういったものを参考に、例えば避難所の運営管理における男女のニーズの違いなどへの配慮に関する記述などを盛り込むなどしているところです。さらに、昨年度来開催をしております町内会や市民対象の避難所研修会、防災講話会などにおいて実施をしておりますアンケート、それから対話などを通じましていただいたご意見、ご要望等を参考にして、特にこれまで見落とされがちだった女性ならではのニーズ、それから女性ならではの不安、こういったものの除去について具体的にでき得る対策を検討していくなど、地域防災計画の反映はもとより、現場でのさらなる対応改善に努めていきたいというふうに考えております。

○議長 長 佐々木議員。

○佐々木議員 再質なのですが、いろいろ女性の視点を入れて考えていきたいというふうにおっしゃってくださったかと思うのですが、現在のところは避難所運営に女性職員の配置はまだされていないということなのですが、お伺いします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 実際の避難所運営に当たりましては、市では災害対策本部を設置しまして、各部、各課にそれぞれの役割を果たしていただくという体制で対応しております。避難所運営に関わる部局におきましては女性の職員もおりますので、そういった職員の意見、そういったところも反映をさせながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長 長 佐々木議員。

○佐々木議員 分かりました。

◎3、自治体DX行政

1、自治体DXの推進について

次の質問に移ります。

自治体デジタルトランスフォーメーション行政、自治体デジタルトランスフォーメーションの推進についてお伺いいたします。スマホやタブレットというのは大変便利で、上手に使いこなすといろいろな課題が解決できるツールだと思います。コロナ禍において、その便利さも分かった一方で、高齢者など、その情報が入らない、届かない人もおり、情報格差は大きくなったのではないかなと思います。そこで、地域社会のデジタル化に向け、スマホ講座の開催などの高齢者への支援をする

考えはないかお伺いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 自治体DXの推進についてのご質問ですけれども、社会全体のデジタル化に当たっては、国、地方公共団体、民間事業者が連携、協力しながら、誰一人取り残されることなく、多様な幸せを実現できる社会を目指して国全体として進められているところです。滝川市としましては、現在全体方針を策定するべく取組を始めたというところですが、今後デジタルを活用した行政サービスの取組を進めている中で、高齢者への支援、こういったことも必要に応じて検討していきたいというふうに考えております。なお、ご質問にございましたスマホ講座、これにつきましては、今年度滝川市町内会連合会連絡協議会、こちらの取組として7月以降にスマホ教室を開催する予定というふうに聞いておりますので、このようなものもご活用いただければというふうに思っております。

○佐々木議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして佐々木議員の質問を終了いたします。

水口議員の発言を許します。水口議員。

○水口議員 それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、友好親善都市との交流について

まず、1件目、市長の基本姿勢、友好親善都市との交流についてということでお伺いいたします。友好親善都市との交流は、以前は職員を相互に派遣し、議会も定期的に訪問をしておりましたが、時代の移り変わりに加え、現在はコロナ禍も相まって、特に定例的な交流は行われておりません。先月は名護市の渡具知市長が菜の花まつりで本市にお越しをいただき、そして7月には友好親善都市盟約40周年で栃木の大川市長がお越しをいただけるというふうに伺っているところであります。市長は機会があるごとに訪問されておりますが、職員の相互派遣も含め、今後どのような交流を検討されているのかを伺います。

○議 長 水口議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 ただいまの水口議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、友好親善都市との交流につきましては、社会、経済、教育、文化の交流により相互の理解と友好親善を深め、市民の福祉の増進と市勢の発展を図ることを目的としまして、昭和57年に栃木市と、また平成2年には名護市と友好親善都市の盟約を締結し、以来交流を進めてきたところでございます。

ご質問にあります両市の職員交流につきましては、これまで10名以上の職員が長期の人事交流に関わり、その経験を持ち帰って各職場で生かしているところでもございます。現在職員交流につきましては、様々な要因から実施を休んでおります。できておりませんが、両市の催事に職員が参加をし、友好親善としてのまちの紹介や特産品販売をするとともに、当市の道の駅たきかわにおいては両市の特産品販売を常設するなど、経済交流を重ねてきております。名護市とは令和2年に盟約30年、栃木市とは本年度で盟約40年を迎えることになっております。引き続きまして、経済交

流におきましてはさらに取組を深めてまいりたいと考えておりますし、職員交流につきましても人材育成の観点からも大変意義のあることと考えております。先般には名護の渡具知市長から、また2年前には栃木の大川市長から人事交流の再開をやりたいねというお声もいただいております。まずは担当職員レベルで意見交換を行っていただき、どのような形が両市の交流に資する交流となるのか、それをよく議論した後に来年4月からの再開を目指して検討していきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長 長 水口議員。

○水口議員 ありがとうございます。

◎2、産業振興

1、企業誘致について

それで、次に参ります。

産業振興の企業誘致についてということで伺います。本市の企業誘致は、地理的に港がない、空港がない、そして内陸に位置しているなど、条件としては厳しいと言わざるを得ません。現在は、産業振興部を中心に企業誘致に向けてどのような活動を展開されているのかを伺います。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 本市の地理的条件につきまして今お話がありましたけれども、一方、空港や港湾の近隣といった優位性はないということでありながらも、一定の交通利便性や自然災害の少なさとといった点がPRポイントになるのではないかなというふうに考えております。最近の企業誘致の傾向を見ますと、本社機能を大都市から地方へ移転するというケースは極めて少なくなってきたという状況の中、研究開発機能はむしろ大都市回帰の状況にあると言われております。一方、サテライトオフィスの地方展開などは増加傾向にあるとされていることから、ワーケーション事業を通じた情報収集のほか、北海道や関係機関からの情報を基に企業訪問を行う中で市内での新たな事業展開の可能性等を探っていくこととしております。現在協議中のため、詳細は申し上げられませんが、最近では海外の企業が市内企業の技術に関心を示し、マッチングすることによって発展的な連携に向け、協議が進んでいるケースも見られるほか、北海道の工場増設に対する支援制度と連携することによって市内の工場増設に至った事例もあることから、従来の企業誘致の手法に限らず、幅広い観点で取り組んでいるところです。

○議長 長 水口議員。

○水口議員 現在の企業誘致の取組の方向性はよく理解いたしました。

そこで、再質問させていただきますが、平成24年に当時道内初の民間副市長として就任されました鈴木元副市長が在任期間中に種々の企業、団体との連携を構築いただき、本市にとりましても大きな成果となったことは事実であります。一例として挙げさせていただきますが、全国スーパーマーケット協会に職員を派遣した経緯もあります。JCUは太陽光発電所をきっかけに、コロナで撤退となりましたが、ワインの醸造所の構想もございました。さらには、同じく太陽光発電所との関わりで伯東など、大変密接な連携をしてございました。鈴木元副市長に紹介いただいた企業、団

体について現在どのような連携をされているのかを伺います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 鈴木副市長が在任中に様々な企業とのつながりをつくっていただいたということの現状についてですけれども、鈴木元副市長のネットワークをはじめ、これまでそれだけに限らず関係性を構築した事業者とは継続的に連携を図っております。今議員にあらかたのご説明をいただきましたけれども、例えば商社等を通じた滝川産米の輸出、国内の流通については現在も継続しております。そのほか、メガソーラーの設置を契機として設立された子会社が行う醸造用ブドウの栽培、こちらにおいて北海道立総合研究機構から技術提供を受けるべく取次ぎを行うなどの支援を行っているところです。また、職員の派遣を行ってございました全国スーパーマーケット協会には派遣終了後も物産の取引にご協力をいただいた経過もあり、これまでに培ってきたネットワークをさらに生かせるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長 水口議員。

◎3、環境衛生行政

1、食品ロスについて

○水口議員 それでは、次に参ります。

環境衛生行政、食品ロスについて伺います。令和元年に食品ロスの削減の推進に関する法律が制定をされ、地方公共団体の責務として、地方公共団体は食品ロスの削減に関し、国及びほかの地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると条文化されており、本市もホームページ等で啓発を行っております。食品ロスは、市民生活において理解と関心を深めるためにも、ホームページでの啓発のみならず、積極的に啓発活動を展開する必要がありますと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 食品ロス削減につきましては、環境省、農林水産省、消費者庁などそれぞれの分野で削減に向けた取組を普及啓発しており、全国的にも様々な取組がされています。滝川市では、ホームページで食品ロス削減に向けて家庭でできること、事業者の皆様ができることについて掲載し、啓発を行っているところです。また、再開の兆しがある職場内や関係団体での忘年会、新年会等では、これまで同様3010運動の協力を呼びかけ、あわせてSNSへの発信、様々なイベントでもこの運動の周知を進めるなど、今後も食品ロス削減の呼びかけを継続して取り組んでまいります。

○議 長 水口議員。

○議 長 それでは、次に参ります。同じく食品ロスについてでございますが、学校給食において日々未開封の牛乳を相当数廃棄していると伺っております。市内9校での1日の廃棄数量についてまずお伺いをいたします。また、廃棄の原因は児童生徒の偏食によるものというふうに思われますが、食品ロスの視点で廃棄しない方法を検討する必要があると考えますが、見解を伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 まず、牛乳の廃棄数量についてお答えいたします。市立小中学校における未開封牛乳の廃棄数量につきましては、全体の約4パーセント、1日当たり200ミリリットルのパックに換算しますと100本程度と推計しております。学校給食では牛乳を含めた1食当たりの栄養摂取量が国の基準で定められており、アレルギー等で牛乳を飲めない児童生徒を除き、栄養教諭による食育活動の中で残さず食べることの重要性などを指導しております。基本的には残さないで食べる、もしくは一口だけでも飲食するよう指導を行っておりますが、未開封の廃棄牛乳はどうしても生じてしまうのが現状であります。また、未開封の牛乳については、学校給食衛生管理基準によって持ち帰りが禁止されていることやその日のうちに処分しなければならない旨が規定されており、なかなか廃棄しない方法を講じることが難しい状況にもございます。こうした中でできるだけ廃棄量を少なくするためには、繰り返しになりますが、食の大切さですとか、栄養バランスのよい給食を残さず食べることの重要性について食育指導することにより、児童生徒の偏食を減らしていくことが最善であるというふうに考えております。

○議 長 水口議員。

○水口議員 再質問させていただきます。今ほど1日約100本というご答弁をいただきましたが、毎日20リットルほどの牛乳が全く未開封の状態で廃棄されていると。このことは量的に多いのか少ないのかという、私はかなりな量だなというふうに考えるところであります。また、答弁の中では衛生管理上持ち帰りは駄目とか、冷蔵庫から一度教室に持っていったら、またそれを冷蔵庫に戻すということも基準の中で詳しく定められているということで、やむを得ないということは理解をいたしますが、今食品ロスというふうに言われる時代に、食品ロスの視点で今後何らかの対策を考えていく、このことをずっと改善されないままそのまま継続されていくというのは時代に合わないのではなかろうかなというふうに考えるところであります。この何らかの対策を検討することについてのお考えを伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 学校給食での牛乳のロスを防ぐというような再質問でございますけれども、毎日廃棄されているというところで、私自身ももったいないという気持ちもありますし、それについて何とか有効活用はないのかという議員のお考えにも共感をするところでもあります。ただし、今現在は、今部長からご答弁申し上げたとおり、明確な学校給食法という法律に基づく基準によって運用せざるを得ないというところがあります。では、どうするのだというところですけども、例えば学校給食法でいくところであれば、子供たちの安全、衛生上の管理というところの切り口でできているもの。先ほど市民生活部長が答弁した食品ロスという部分の切り口での法律、理想を言えば法律を所管する省庁で横の連携でうまく食品ロスというものに対応していければいいわけですけども、今現在なかなかそれも見込めないという中では、私たちはどうするのだということですけども、私なりに考えますと、一つのアイデアですけども、中空知の教育長会議、教育長会というのがございまして、まずほかの市町でそれぞれ教育長はどういう考えを持っているのだ、あるいは食品ロスに対してどうやってアプローチしていくのだというところで、ぜひいろんな考え、情報交換、意見交換、例えばそれが共有できるのであれば次のステップに上げるのかどうかと、まずその

辺から検討してまいりたいというふうに思います。

○水口議員 終わります。

○議長 以上をもちまして水口議員の質問を終了いたします。

ここで議場内の換気を行うため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時00分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

寄谷議員の質問を許します。寄谷議員。

○寄谷議員 日本共産党の寄谷です。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

◎1、市民生活行政

1、男女共同参画について

まず初めに、市民生活行政、男女共同参画について伺います。要旨の1ですが、コロナ禍は女性の多くが社会的、経済的に厳しい立場に置かれていることを鮮明にしました。女性の権利の保障、男女共同参画を推し進めることの重要性を改めて認識することとなりました。本年は、平成30年に定めた滝川市男女共同参画計画の後期推進計画の最終年度に当たります。これまでの取組で事業の前進面や新たに解決すべき課題などが浮かび上がってきているのではないのでしょうか。この後期推進計画の進捗と課題について伺います。

○議長 長 寄谷議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問の後期計画につきましては、平成27年に施行された女性活躍推進法を意識し、様々な環境整備について方針を示し、後期計画が来年3月で終了します。計画の進捗としましては、くらし支援課では男女共同参画月間に広報掲載や図書館との連携による周知活動を行うなど、各所管がそれぞれの施策を進めてきたところです。市内においては、例えば町連協では今年初めて女性の理事が誕生しました。これも男女共同参画が定着してきた成果の一つと評価しており、誰もが様々な場面で活躍のチャンスが与えられ、また誰一人取り残されない多様性が認められる社会であることの必要性がこれまで以上に認識されたものと考えております。しかしながら、女性の多くが社会的、経済的に厳しい立場に置かれている。寄谷議員のご指摘のとおり、全てにおいて男性も女性も平等、同等と言える状況にはありません。特に子育てや介護の負担は、変わらず女性にのしかかっているのが現状です。家庭、仕事、子育てなどを含め、様々な分野で男女共同参画の理解と取組が成熟し、誰もが豊かで健康的な生活が送れるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 女性の権利の向上にはまだまだ先があるという答弁でしたが、男女共同参画、男女平等を進めるためには市の取組が大事であるということで、要旨の2番目についての質問を伺いたい

と思います。住民に身近な地方自治の立案、執行には男女均等の参画が不可欠です。女性管理職の登用や男性の育児休業取得に行政が率先して取り組むことで民間への波及も期待できるところです。後期推進計画によりますと、市役所における女性職員の研修の機会の充実や男性職員の育児参加休暇等の取得推進、環境づくりがうたわれています。それらの進捗について伺いたいと思います。

○市長 総務部長。

○総務部長 女性職員の研修状況につきましては、令和3年度では新型コロナウイルス感染症の影響により延期やオンラインでの実施となったものもありましたが、昇任した者及び所属長の推薦する者など6名の女性職員が北海道市町村職員研修センターなどでの研修に参加をしたところです。また、男性職員の育児参加休暇等の取得割合につきましては、直近の集計であります令和2年度におきまして育児参加休暇が18パーセント、配偶者出産休暇が71パーセントというふうになっております。この結果を受けて、さらにこれら休暇を取得しやすい環境づくりに向けて休暇の周知など啓発に努めていきたいと考えております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 1点再質問させていただきます。男性職員の育児参加休暇等の件なのですけれども、それぞれ18パーセント、ちょっとこれは低いのかなと思いましたが、配偶者出産休暇が7割、70パーセントを超える取得ということもあり、評価できると思いますが、男性職員が休暇を取得するというのは、有給休暇とは違って、その制度趣旨の一つに育児は女性の仕事というふうに暗に思い込んでいる男性の意識改革というのものではないかと思えます。したがって、この休暇制度の取得の有効性の評価に当たっては、休暇の取得割合の向上だけでなく、休暇を取ってどれだけ育児に関わったのかという、そういう実態の調査も必要になってくるのではないかと思います。それについての市の考えを伺えますでしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 育児参加休暇等、それらを含めて取得した職員、それからそれを取得した方の配偶者といった方たちの意見とか反応なども含めてということなのかなというふうに思いますが、そういったところは実際のところ調査はしておりません。今後、今ご指摘のお話もありましたので、どういった場面になるかはちょっと分かりませんが、様々な場面でそういったところの調査ということも考えていきたいというふうに思っております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 それでは、次の質問に参ります。先ほど佐々木議員が防災計画における女性の参画の件について伺っているのですが、それを踏まえて伺いたいのですが、女性の意思の防災への反映ということで、様々な意見が上がってきたときにそれをどう評価するかということで、男性の目から見た場合と女性の目から見た場合は違うのではないかと思いますので、そういう意味では今は男性の比率が非常に高いという割合の中で、その辺の問題をどう考えるのかを伺いたいのと、あとそれから女性の方がいますよというお話だったのですが、その女性の方が防災に関する研修を積んだり、何らかのノウハウがないとその辺の評価が難しい場合もあるのではないかと思いますので、ただ女性がいれば良いというわけではなくて、その女性をいかにレベルを上げるかということが必要になってく

と思うのですが、それについての市の考えを伺いたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 防災担当の女性職員の配置につきましては、議員が今おっしゃられたとおり、現在防災危機対策課では会計年度任用職員の方、女性1名を配置しているところですが、データ入力や会計事務等の補助的な業務を担っていただいているというところですので、防災政策の企画立案というところには携わっていただいております。ただ、議員ご指摘のように、女性の視点からということは大変必要なことだなというふうに思っておりますので、政策立案、そういったプロセスにおいても適宜女性の視点からの意見等を求めていくということから、防災危機対策課の職員はもとより、先ほど佐々木議員のご質問にもお答えしましたけれども、それぞれ対策本部の中では各課が集まって対応していくということになりますので、それぞれ各課に配置をされている女性職員の視点からのご意見なども政策の中に反映をさせていきたいというふうに考えております。

○議 長 寄谷議員。

◎2、環境衛生行政

1、地球温暖化対策の取り組みについて

○寄谷議員 それでは、次の質問に移ります。

環境衛生行政ということで、地球温暖化対策の取組ということで、先ほど三上議員が質問されましたが、先ほどの2050年に向けてということでしたが、私はもう少し手前の8年後、2030年に向けた取組について伺いたいと思います。第3期の滝川市地球温暖化対策実行計画事務事業編ですが、これは令和2年3月に策定されたものですが、そこでは二酸化炭素の削減目標を26パーセントというふうに定めています。しかし、昨年11月にCOP26が改正され、日本は2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46パーセント削減するという目標を掲げました。26パーセントから46パーセントということで20パーセント上乗せしているのですが、そのことによって本市の掲げる二酸化炭素の削減目標の26パーセント、これは変更が迫られるのではないのでしょうか。もしこの目標値が変更になれば取組内容も変わってくると思いますが、本市におけるこれまでの進捗と今後の対応について伺いたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 第3期滝川市地球温暖化対策実行計画事務事業編は、令和2年3月に策定され、2013年度を基準として市内公共施設の二酸化炭素排出量を2030年度にマイナス26パーセントとすることを目標としていますが、国の目標変更に合わせて目標の変更はしておりません。既に様々な取組により2019年度には2013年度対比マイナス31.1パーセントを達成しており、近年は年平均1パーセントずつ上積みできているということから、今後もさらなる例えば低燃費車の導入、省エネルギータイプの暖房機器や照明機器の導入、更新、公共施設のゼロエミッションビルディングの整備などにより効果を積み上げて、国の掲げる46パーセント削減に近づけていきたいと考えております。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 私が想定していたよりも滝川が取組が進んでいるなということで、このまま続けてほしいと思いますが、今の取組というのはある意味では省エネ的な節約するという取組で、これには限界があるのかなと思いましたが、もっと新たな視点での取組が必要かなということで、要旨の2番目の問題に移りたいと思います。

令和4年度より、地域の脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金が国で創設されたほか、地方公共団体が脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、公共施設等適正管理推進事業費の対象事業に新たに脱炭素化事業が追加されました。この地域の脱炭素化事業における国の支援制度は様々な事業内容があり、地方財政措置により地方公共団体負担分の一部が地方債により充当可能であり、元利償還金について交付税の基準財政需要額に算入されるということです。この制度を利用すれば町の活性化にもつながる。財政的に非常に苦しいと言われる本市にとっては非常に価値のある事業ではないかと思いますが、これについての市の考えを伺いたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問にありました公共施設等適正管理推進事業費の脱炭素化事業につきましては、事業実施期間が令和7年度までで、太陽光発電の導入など4つの事業への財政措置がされることになっています。本市の場合、この起債、地方債を発行した場合の元利償還金は50パーセントが交付税措置されることとなります。脱炭素化は、地球温暖化防止に有効な取組であり、喫緊の課題です。公共施設整備の際、この事業が活用可能な場合は、財政上有利なことから一部事務組合も含めて本制度を利用しており、今後さらに利用可能な事業があれば活用を検討していきたいと考えております。また、民間事業者も活用可能な地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業につきましては、今年度分につきましては既に募集が終了しておりますが、次年度以降に向けて民間事業者等からの相談があれば対応してまいりたいと考えております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問なのですが、この事業は令和7年度までという制限があるので、ちょっと難しいのかなとも思いましたが、今文化センターの建て替えとか問題になっていますので、そういう新しい文化施設、それから学校等で利用できればいいなという思いを持っていたのですが、その辺りの活用というのは難しいのでしょうか。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 今個別施設計画のことに触れられましたので、私のほうから答弁させていただきます。

文化センター並びにほかの学校等、個別施設計画の中で今後どのように検討していくのかということで今進めております。その中で、新たな建物を建てる場合には、今議員のお話もありましたけれども、いろいろなエネルギー関係を考えながら進めていかなければならないというふうには考えております。今この時点でこうする、ああするという明確なお答えはできませんけれども、検討の一つにはしっかりと入れていきたいというふうには考えております。

○議長 長 寄谷議員。

◎3、保健福祉行政

- 1、補聴器購入への助成について
- 2、生理用品の提供について

○寄谷議員 次の質問に移ります。

保健福祉行政、補聴器購入の助成について伺います。高齢者の補聴器等購入に対する助成については、今年の3月の市議会で質問し、伺ったところですが、そこでは障がい者施策による助成制度があるとして、市独自の助成制度については考えていない。他市町村及び国や北海道の状況も注視しながら必要に応じて検討していきたいという答弁をいただいたところですが、今回改めて質問したいなと思いましたが、耳が遠くなり始めた方の補聴器の使用は、本人の生活の質の確保だけでなく、家族や介護事業にも関わるということがあって、改めて伺いたいと考えました。先ほど佐々木議員が介護事業所が常に厳しい状況にあるということで質問がありましたが、そういう意味では、高齢者が多い。介護を必要とする方自体を減らすということが非常に重要なのかなというふうに思ったのもありますし、先般6月1日ですが、北海道新聞に道がヤングケアラーの実態調査を行うとの記事がありました。ヤングケアラーを含め、介護する家族の負担は重く、またこれから先人材不足で介護事業所の維持が危ぶまれている中で、加齢性難聴への対応は介護予防の取組としても非常に大きな意味を持つものと考えます。この間高齢者への補聴器購入助成が歌志内市、美瑛町、根室市、沼田町で始まりまして。そこで、改めて本市の考えについて、伺いたいと思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 高齢者への補聴器購入に対する助成についてのご質問をいただきました。本年第1回定例会以降、補聴器の費用に係る助成について新たに一部の市町村で実施を開始したということは承知してございますが、現段階におきましても障がいの程度に応じ障がい施策による助成制度があるということなどから、市独自の助成制度の設置は考えておりません。今後におきましても介護サービス事業所など関係機関と連携しながら、まずはニーズの把握に努めるとともに、引き続き他の市町村、国や北海道の状況も注視しながら必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えてございますが、限りある財源でございます。新たな事業の実施については、ほかの高齢者施策の継続的、安定的な実施、それから子育て支援策など保健福祉施策全体、さらには市全体の様々な施策の中における優先順位、これをしっかり見極めて決めていく中でトータルに判断する必要があると考えております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問させていただきます。聴覚障がいについては、障がい者の助成制度があるということなのですが、どのような状況になれば障がい者施策による助成制度が利用できるのか、聴覚障がいの場合についてこれぐらいになったら利用できるというのを具体的にお伺いしたいのと、あと市内で聴覚障がい者と認定されている方は何人ぐらいいらっしゃるのか、数が分かればお伺いしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 まず、身体障がい者の障がいの関係でございますけれども、聴覚障がいでは6級から該当になります。6級ってどのぐらいかといいますと、専門用語になりますけれども、両耳の聴力レベルが70デシベル以上の者ということになります。例示として、40センチメートル以上の距離で発生された会話、言葉、これを理解し得ないという状態というふうにさせていただきます。これがまず身体障がい者に対する聴覚障がいの支援ということでございます。

2点目は件数ということでございますけれども、累積で何人という形では押さえてございませぬけれども、今手持ちしておりますのは令和3年度1年間でどのぐらい申請等があったかということでございますけれども、令和3年度、30名の方から申請がありまして、交付をしていると、交付実績があるということでございます。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再々質問させていただきます。ただいま聴覚障がいの認定を受けるためには40センチぐらい離れたところの音が聞こえないというレベルだということなのではございますけれども、今のコロナ禍ということもあります。そういう近くでないと会話ができないということで話をしていれば非常にコミュニケーションが難しいのではないかと思います。それで、そういう状況でなくても、聞こえについては障がい者としての認定を受ける以前に日常生活が難しいという状態になるのが実際ではないかと思います。私の身近にいる方でも補聴器を利用されている方がいるのですが、障がい認定されている方はいません。そこで、値段を聞くと片方で大体15万円前後するという話を伺います。補聴器は精密機器で、中には1つで30万円から50万円するというお話を伺っています。眼鏡と比べて非常に高く、簡単に手が出ません。ですから、聞こえが悪くても、気軽に買える代物ではないのではないのでしょうか。そういうことでは、我慢している方がいらっしやると思います。でも、これは我慢している間にどんどん聞こえが悪い状態が進行するというので、早く手当てをすることが必要だと言われてますし、聴覚障がいで認知症が進むというようなお話も聞くことがあります。

そこで、市役所のロビーに本人ガイド、本人にとってよりよい暮らしということで、一足先に認知症になった方からのお話が出ているのですが、その中では、絶望する必要はありませんと、町に出て味方や仲間と出会うというような記事が出ています。これは、まちの中で出会い、話合いましょうということなのですが、難聴になるとこういうこと自体がなかなかできなくなってしまうのではないかと思います。ですから、聴覚障がいになる前に何らかの手当てを必要とする方がたくさんいらっしやるのではないかと思います。そういう方に対して対策を取る必要があるのではないかと。ことでは、先ほど優先順位があるというお話でしたが、私は非常に優先順位を高くしても価値がある事業ではないかと思いますが、この辺についての市の考えを改めて伺いたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 国の施策としての身体障がい者施策でございます。これにつきましては、公平かつ、当然医師等の十分な判断の中で構築されている制度というふうに考えてございます。仮に一步手前の方を救うというようなご質問かとは思いますが、私ども現在、先ほど申しました基準でまずは考えたいと考えております。その中で、先ほど申しましたとおり、他の高齢者施策、それ

から子育て施策、その他市全体の他の様々な施策、これらの中で優先順位を決めていくということが必要だというふうに考えてございます。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 次の質問に移ります。生理用品の提供について伺います。これについては、昨年第2回定例会において、いわゆる生理の貧困に関する問題として佐々木議員のほうから質問がなされました。この質問に対して、教育委員会のほうでは生理用品の支援の在り方については今後も十分検討していくというような答弁をされました。その後においても、私のほうで小中学校や高校では生理用品を必要とする子供が我慢しなくても済むよう、保健室のほか、トイレへ設置してほしいという声を耳にしています。そこで、改めてこの問題について市の考えを伺いたいと思っております。また、この問題については、生理用品の提供は経済的困窮への対応としてだけでなく、女性の健康や尊厳に関わる問題、男女共同参画に関わる問題としても扱われています。女性への理解が行き渡っていないという意味での貧困ということで受け止められているようです。ですから、生理で肉体的、精神的につらい思いをしている女性に経済的な負担をかけたままでいいのかと言われております。そこで、学校に限らず、全ての公共施設において生理用品の常備、支援が必要ではないかと思っておりますが、これについて広く市の考えを伺いたいと思っております。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 本市では、昨年度よりコロナ禍における生活困窮者対策の一環としまして生理用品の無償提供を行っているところであります。提供方法としましては、市役所や保健センターの女子トイレの中に小さな引換えカードを設置しております。生活困窮に関わる相談を所管する福祉課、衛生や健康を所管する健康づくり課、子育て世帯に対する支援を所管する子育て応援課、これらの窓口は今申しましたトイレに設置してあるカードを提示するというだけで、声を出すことなく女性職員がお渡しをさせていただくというような形で工夫をさせていただいております。施設への常備ということでは衛生面にも気を配る必要があると考えますので、一定の管理が可能な施設であり、かつ女性の困窮など悩みを聞く機会の多い現在の市役所及び保健センター、ここへの設置が適切というふうに考えてございます。全ての公共施設に常備することは考えてはございませんが、今後必要があると判断した場合は臨機応変な対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 ただいま全ての公共施設ということで市のほうの答弁いただいたのですが、学校についてはどのような対応をされるのかということについて伺えますでしょうか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 学校のトイレへの生理用品の配置に関するご質問にお答えいたします。

先ほど寄谷議員のほうから冒頭ありましたように、昨年この定例会で佐々木議員のほうから生理の貧困についてのご質問を頂戴して、その後学校のほうには速やかに保健室に常備してある生理用品などが不足した場合には教育委員会のほうに連絡してほしいと、その他そういった相談がある場合は教育委員会のほうで受け止めるということで周知を図ったところです。そうしたところ、この1年間で1校だけ、保健室の生理用品が不足ぎみになってきたので、手配してくれるだろうか

いう相談があって、保健福祉部と連携をして補充の対応を取らせていただいたところです。ただ、昨年以来その件を除いては市内の小中学校から、経済的理由により生理用品を家庭で購入できない、あるいは準備できないという相談や連絡が寄せられたり、例えば同じ子供が繰り返し保健室に生理用品を取りに来るといった心配される事案などの報告はなく、生理用品をトイレに常備することを生活困窮者対策として教育委員会が今すぐ実施するという、そういった考えは現状ではございません。

学校の保健室には、先ほど申し上げましたとおり生理用品や着替えが常備されております。必要な児童生徒が受け取りに行ったり、教員に申し出て受け取るなど、対応は様々ですが、急に必要となった場合や家庭的な事情を含め個々の理由で児童生徒が必要とするときに提供することが可能な体制を取っております。また、保健室は、養護教諭や教職員が体調や生理についての話を児童生徒とできる大切な場面となっているほか、家庭での問題やいろいろな不安、悩み、学校での出来事への支援など、児童生徒の日常の健康状態や思春期特有の心のケアを進めていく方法の一つとなっているというふうに認識しております。このような機会によって、児童虐待や生活困窮の早期発見につながるものと考えているところです。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問させていただきます。家庭での問題、経済的な困窮の問題について担任の先生とか養護教諭と生徒が気軽に話せるという状況であれば、それは非常に望ましいことだと思いますが、実際にはそれはまだ難しい課題ではないかと思えます。お子さんにとって家庭での事情を学校の先生に話すというのは非常に重たい問題ではないかと思えます。あまり話したくない事柄ではないかと思えます。ですから、実際は学校で先生に相談できずに我慢してしまうお子さんがいるのではないのでしょうか。そういうお子さんというのは、家庭で悩むだけでなく、学校でも先生に相談しようかな、でも難しいなということで悩ませてしまうということがあるかもしれません。ですから、相談がないというのは問題がないということではなくて、相談できない子がいるかもしれないということで、そういう意味では生徒さんを悩ませずに、トイレに置いておくということも大事なことなのではないかと思えます。生理用品の問題と、それからそういう相談の問題は分けて考える、それが必要ではないかと思えますが、そのことについて改めてお伺いしたいと思います。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ご指摘のとおり、この問題は非常にデリケートで、特に思春期の女子児童生徒にとって言葉にしにくい、そういう問題であるということは教育委員会としても十分に理解をしているところです。その上で、そのために学校では多様な相談体制を取るようにはしております。それは、養護教諭であり、担任であり、なかなか男性の担任に率直に相談するという事は難しいとは思いますが、担任であり、あるいはスクールカウンセラーであり、スクールソーシャルワーカーであり、そういった人材に相談できる、そういう子供も育成していくことが必要かなというのは一面では思います。

ただ、ご指摘のとおり、この問題は分けて考えたほうがいいのではないかと考えておりますけれども、現状では、繰り返しになりますけれども、教育委員会として直ちに学校のトイレに配置

するというふうには今の時点では考えていないということをもう一度申し上げさせていただこうと思いますけれども、今後も丁寧に学校とやり取りをしながら、そういった子供たちの現状をつぶさに教育委員会としては把握をして、必要というふうに判断されれば学校と連携を図りながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 学校で生理用品を必要とする生徒さんというのは、直ちに欲しくて保健室とかに行くのではないかと思うのです。ですから、そこで足止めしていろいろお話しされると困るのではないかと思いますので、その辺も含めて、せつば詰まった状況にあるので、本当に生理用品と、それからそういう相談をくっつけて考えるのがいいのかどうか、これについてはもっと考える必要があるのではないかなと思いますので、その辺の検討をお願いしたいなというふうに思いまして、次の質問に移ります。

要旨の2番目ですが、市役所や保健センターで生理用品の無償配布をしているということでお話がありましたが、この事業についてはこういう交付をする機会にいろいろ相談を受けて、新たな支援に結びついたという経験も生まれていると伺っていますが、この事業については継続すべき事業だと思いますが、市のほうで途中で打ち切るようなお話も1回伺ったことがありますので、この辺について継続していただけるのかどうか改めて伺いたいと思います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 市といたしましても、今般の新型コロナウイルスによる経済的な影響は過去の事例から見ましても直ちに回復するというふうなことは考えづらいと感じているところです。したがって、現在実施している生理用品の無償提供などの取組につきましては、今後におきましても経済的な影響や市民の皆様のお困りの状況等を踏まえて当面の間継続してまいりたいと考えております。

○議 長 寄谷議員。

◎4、学校教育行政

1、学校給食について

○寄谷議員 次の質問に移ります。

学校教育行政の学校給食について伺います。要旨の1のコロナ禍における学校給食の問題ですが、原油価格が高騰し、物価高騰により食材費が高騰しています。これについては、先ほど三上議員も質問されたのですが、学校給食の食材を確保する見通し、これについては肥料の値上がり等で作付できない作物も出てくるようなお話を伺っています。そういう意味では、高いけれども買えるというのとはちょっと違う状況になる可能性もありますので、そういう意味で確保について見通しが立っているのか伺いたいと思います。

それと、もう一つ、子供たちへの適切な栄養摂取ということですが、食材をやりくりする中で従来どおりの確保ができるのかについて伺いたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 原油価格、物価高騰による学校給食への影響が懸念されているところでございますが、現状においてご質問にありましたような食材の確保が困難な状況にあるという事例は現状生じてはおりません。

また、栄養摂取につきましても、国が定めております学校給食摂取基準を満たした給食を現状において提供できているところです。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 ただいまの答弁に対する再質問なのですが、国が定めるその基準を満たしているということなのですが、そこについて伺いたいのですが。どういう細かい基準が定められているのか分からないのですけれども、現場で伺った話では、子供たちの育成のためにかなり細かい事項についてまで考慮して献立を立てているというお話を伺ったことがあります。食材が高いので、豚肉を鳥肉に替えるとか、それから葉物を根菜類に入替えをすとかというだけの単純なものではないと。組成が違うので、豚肉100グラムと鳥肉100グラムは違うのだよという話を聞きました。そういうことで、献立を考える場合、コロナ禍で値上がりした分だけ上乘せすればこれまでの細かなやりくりされたことが維持できるのかどうか、そこへの影響がないのかということについて伺いたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 再質問ですけれども、日々の献立につきましては、議員今ご質問いただいたように栄養教諭がその基準に基づいて栄養価を十分満たす献立を検討しています。単純に肉の種類を変えたからといってその栄養価が満たされるわけではございませんので、非常に工夫をしながら、できるだけ地元産を使いながら、地元産が手配できない場合は国内産を、さらに言えば種類も変えながら献立を作成しております。今後につきましては、現状どのような産品に影響が出てくるかというのが我々もまだ見通しが立っておりませんので、その辺については今後の動向を注視しながら、基本的にはその基準を満たす献立が維持できるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 次の質問に移ります。要旨の2については、補正予算が出てきますので、これについては割愛して、3番目の要旨に移ります。コロナ禍で困窮する子育て世帯への支援や物価上昇に伴う家庭支援策が行われていますが、子育て支援を継続的に必要とする家庭が数多くあるということがコロナ禍で認識されたのではないのでしょうか。継続的な支援として喜ばれるのは学校給食の無料化だと思います。これを機に学校給食の無料化を改めて検討する必要があるのではないかと思います。市の考えを伺いたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 学校給食費の無償化のご質問でございますが、市立小中学校における学校給食の食材料につきましては、学校給食法の規定に基づき原則保護者負担としております。令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することで物価上昇分を保護者に負担を求めない対応とする予定でありますが、来年度以降の給食費につきましては今後の物価変動や国からの財源措置などの状況を注視しながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問させていただきます。義務教育費は無償とされていまして、これについては授業料が無料だということが言われているのですけれども、昨今の物価とか教育費が非常に高くなっている現在、授業料無料ということだけで教育の機会均等が図られるのかということをお考えすると、非常に難しい状況にあるのではないのでしょうか。子供さんの養育費、非常に高い、かかるということをお伺っています。そういう意味では、教育の機会均等を図るという意味では、授業料、教材費を含め、給食の無料化を含め、非常に保護者の方から期待される場所が多いと思います。この問題については各部署、部局の判断だけでは難しいと思うところがありますので、市長にこの問題についてどのように考えているか伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの寄谷議員のご質問でございますけれども、教育の機会均等云々ということを含めてお考えすると、やはりそれは国においてやっていただくのが私は一番理想だなというふうにおもうところがございます。しかし、なかなかそうはいかないということでございます。給食費の無料化につきましては、私も市長就任時から何とか子育て支援としてこれができないかということはおテーマとして考えてきております。しかしながら、財政健全化計画が続く中で非常に厳しい財政構造で推移したわけでございまして、本市としては国への依存財源が多く占めるという中でございまして、滝川市でもし無償化にしますと年間約1億3,000万円の支出増ということにつながるわけでございまして、現段階においてはなかなかこれを支出するという余裕は滝川の財政状況ではないという判断をさせていただいております。何とか段階的ですか、いろんな形が考えられるかもしれませんが、取りあえず現在におきましては給食費の無料化というのは判断できない状況であるということはおぜひご理解いただきたいと思っております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 最後の再質問ですが、1億3,000万円かかるということで、市では負えないということですので、これについてやはり国にしっかり要請していくことが必要だと思っておりますので、市長会での取組はどのようにされているのか、伺えればお願いしたいのですけれども。

○議長 長 市長。

○市長 市長会等でこの給食費の無償化の問題が出てきたことはございません。ですけれども、今後様々な困窮世帯が多くなる中においてはもしかするとそれが出てくるというふうにお思いますので、私もそれを発言する機会があればぜひ国においてそういうことを考えていただくような要望をしたいと、そのようにお考えます。

○議長 長 以上をもちまして寄谷議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長 長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時52分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員